



たがいに助け合い

あたたかく幸せなまちをつくれます。

(豆まき……保育所園児)

佐呂間町民憲章

成人おめでとう

八〇年代に対応する

社会人として



今年もまた、たくさんの方々が大人の仲間入りをしました。成人式は一月十五日午前十時から佐呂間町々民センターで行なわれ、二百名のかたが出席しました。会場は若い緊張感と和服の華やかさとのコントラストで、式場独特の雰囲気をかもし出していました。やがて式が始まり、来賓のかた

の激励と祝福のことばに、ひとりひとりが決意も新たな面持ちで聞き入っていました。

つづいて成人を代表して、川又隆文君、直井美代子さんの宣言、信山明美さんの答辞が力強いのべられ式を終えました。

式後、キャンドルサービスに移り会場のあかりを消した静寂な中でロソク一本の小さな光から次々と灯されていく情景は、神秘的な古代の儀式のイメージが描き出されました。この小さな火、この小さな力があつまれば世の中が明るく、そして大きな力となって人類の平和な生活に貢献できるのではないのでしょうか。これは会場に集まる誰もが感じたことだと思いました。

この厳粛な気持ちを忘れること

自治会長

昭和五十一年の自治会長さんが決まりました。

(佐呂間と浜佐呂間は、四月改選ですのでご承知下さい。)

なく、新しい年、八〇年代を力強くリードしていただきたいと思っています。

共 立 田 宮 大 成 宝 室 啓 生 佐 々 木 松 浦 小 高 平 戸 常 若 佐 木 柳 木 武 士 朝 日 富 丘 西 富 西 富 西 富 公 住 北 東 知 来 仁 倉 浜 佐 呂 間 帆 岩 浪 速 富 武 士 若 里 佐 呂 間 市 街

夫 明 昇 勇 治 雄 常 佐 雄 重 重 正 雄 郁 市 俊 磨 郎 弥 男 公 富 雄 雄 武 雄 中 高 地 辰 次

成人としての今後の抱負

今年、成人を迎えられた方々のなかから、
次の五人の方に、これからの抱負、希望などを
語っていただきました。



梶 岩 一郎さん
飯沢 一郎さん

この佐呂間生まれ育ち、今年で二十年になるわけで、歳月の流れは本当に早いものです。

暗れて成人を迎え第一歩を踏み出すわけですが、期待感の反面、責任と義務を持たなければならぬ緊張、不安感の混じりあった感じがします。

高卒後、農業に携わったわけですが働くことの厳しさを身をもって感じました。

農業は現在、米や牛乳の余り、農畜産物の価格の低迷など輸入の影響を受け、経営の不安定な状態が続いています。

今こそ農業に対する考え方が見直されてほしいものです。

油の値上がりなどでエネルギー資源の不足などさまざまな問題が表

面化しています。

めまぐるしく変わる現在、思いやり、たすけ合いなどに欠けてきている面もあり、不正や暴力がうずまき世界で、あらゆる困難に直面しても、良き仲間と共に何事にもベストを尽し、難関を乗り越え頑張りたいと思います。



若 里 明美さん
信山 明美さん

私にとって成人をむかえたという事は、単に、一つのけじめにしかすぎないと思います。十九才の自分と二十才になった自分が、一迎して変われる訳がないのだと思うからです。

ただ変わってしまうのは、回りの人々の自分を見る目だと思っております。そして、その回りの変化によって、ある面において、私は自由をあたえられ、ある面において

私は束縛されてしまう。

私は、自分に与えられた自由を自分なりに把握して、自分なりの生き方をしたい。他人にはやさしくても、自分に対してはきびしくありたいし自分本意に考えて、他人をきずつける様な事はしたくないと思います。

そして、今までの自分をふみ台にして、これから先、自分で出きる事に専念したい。仕事をし、勉強をし、人を愛し、いろいろな物を見ていきたいと思っています。



永代町 義春さん
谷口 義春さん

何もわからないうちに、もう成人という日を迎えてしまった。今大人の仲間入りが出来て嬉しく思う反面、まだまだ大きな不安が残っています。もっと今までの毎日を大事に過ごせば良かったと、深く反省をしよう今日このごろです。

でも、これからは今までみたいな「あまえ」もゆるさなくなってくると思います。色々な面で自分自身をしっかりとして自覚して責任ある行動を取り、一日一日を大事

にしていきたいと思っています。

この一日、一日の繰り返しを明日に結びつけるようにしていきたいと思っています。



啓 生 直井美代子さん

昨日の自分と今日の自分。ほんの一瞬の間に、責任と義務という重苦しい言葉が、私の肩にのしかかってくる。

何ひとつ変わらぬ生活状態の中二十歳というラインをひかれたその日から、私に向けられる周囲の目が変わる。

二十歳の私……以前と変わらぬ私生まれ育ったこの二十年の間に体験し経験し、その中から自分自身を磨き成長しようとしてきた私これからさきの自分もそう。

どのような苦悩の中にあっても、自分を励まし、自己を洗練し浄化し、人格を人格として磨いて行こう。

あせらず、背伸びせず、私らしく周囲に流されるまま流されるのではなく、かといって我を張るのではなく、一個人の人間としての私と社会の調和がとれるような、そ

んな人間として生きて行かなければ……。



浜佐呂間 武夫さん
加藤 武夫さん

これからは、俺達の時代なんだから、みんな頑張らなくちゃ。もちろん俺は、勢一杯やっていくインベーダーも程々にね。

何事も勢一杯やるってことはむずかしいけれど、あえて挑戦できるっていうのが、若さだと思う。俺達が、四十、五十になって、いろいろ町の役人とか、政治家を志そうという人も居るだろう。

今、俺達やっとな人前の大人としてのになった。だからという訳じゃないが、今、そう今のうち、穴があく程世の中見えておかなきゃ、いろいろやってみなきゃいけないと思う。

何でもいから夢中になれるもの自分のすべて賭けることの出来るもの一つくらい持っていたい。老いばれて、あの頃は、こうだったって胸張って話すことの出来る何かが欲しい。

議会のうごき

第四回

定例町議会

第四回定例町議会が、

十二月十九日から三日間開会され、補正予算・条例などが議決されました。

審議案件

▼補正予算

◎一般会計補正予算(第七号)

七千四百五十一万八千円が追加されて、予算の総額が三十五億三千三百六十五万三千円になりました。

●主な補正額(万円以下繰上げ)

(才入)

- ・町 税 七六六万円
- ・地方交付税 二千七二七万円
- ・民生費国庫負担金 三八八万円
- ・教育費国庫負担金 四八二万円
- ・農林水産業費国庫補助金 四千三三三万円
- ・民生費補助金 四一〇万円
- ・農林水産業費補助金 一千一三八万円
- ・土木費補助金 三〇七万円

町長 行政報告

(要旨)

●職員葬の執行について

ご承知の通り、今年は三名の職員が亡くなりまして、それぞれ、前例に基づいて、職員葬を執行して来たところでありました。葬儀に当りましては、種々ご高配を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

職員葬については、従前より葬儀運営費用は、職員が夫々給料に基づいて二分の一の自己負担をする。残りの半分は、町費でお願いをしていただいておりますが、

本人の持病で亡くなった職員に対し町費を支出することは、網紀肅正の問題とも絡んで、職員葬の場合に公費負担なしに全額職員が負担するか、また公務上死亡された者に対しての扱いとしては、若干公費が伴うことが、当然でなかろうかと考えられますので、五十五年より今の形態を変えて、ある程度規制をして行くようなことに検討をしてみたいと思っております。

●台風二十号の被害について

二十号台風での被害総額一億六千六百四十万円、そのうち公共土木災害については、融雪災害査定との問題もありまして、台風災害査定が早められたことによって、調査設計が間に合わなかったこともあり、まだ調査の結果まとまっていけないものもあります。

これらについては、明年の融雪災害と併せて対応して参りたい。

また内訳をみますと、公共災害で建設省の災害査定を受けた事業費六千九百十万八千円、町単独で、今回補正予算の提出をしたものが二百三十万円で、この中には既応の予算で対応したものもあります。

公共被害合計七千四百四十八万円で、橋梁では、参道橋が二連流失し、現況巾員のままで査定が終了しております。

而し、二連のみ先行的に工事を進めようわけには参りませんから、建設省と打ち合わせをして、補助工事対象として、巾員六m、橋長七十五mになろうかと思いますが災害復旧分を除いたものを国の補助事業で採択されるよう折衝いたしております。

先般、交渉の際、利用度の関係で、問題を示しておられましたが、町の意志通り実施する様に努力をいたしたい。

農業関係の被害では、施設災害で千六百万円、これについては、制度資金導入がほぼ見通しがついております。

漁業関係の被害総額は五千二百万円、この対応にあたっては漁業団体とも話し合いを致しておりますが、制度資金を借りないで、自己資金で賄いたいとの意向でございます。

次に、山林被害のうち民有林で三十三haの二千七百万円程度、造林地が主であって、風倒木となっており、再造林については是非補助対象にするように検討をいたしております。

この外に国有林の被害が、まだ確定はしていませんが、八千四百m²近い風倒木が出たようであり、ますから、林野庁とも話し合いをいたしまして、町内工場も例年より原木が不足を致しておりますので、枠外で処分下の折衝をいたしまして、本年度第一期分として千三百m²決定をみたわけであります。

まだ調査が完了しておりませんので、今後も引き続き要請をしてまいりたい。

●石油等供給対策について

町内石油利用供給の状況は、非常に後半期暖冬であったことで、石油の使用量も減退しております。

・教育費補助金	四三〇万円	・自給飼料生産向上対策事業補助金	▲一八五万円
・土地改良事業推進交付金		・地積調査測量事業委託料	▲六二二万円
・雑入	一五七万円	・ホタテ稚貝対策補助金	一七三万円
・違約金及び延納利息	三四三万円	・除雪車借上料	二〇〇万円
・農林水産業費債	五五〇万円	・若里荷揚場道路新設工事	一八四万円
・土木費債	▲三六〇万円	・公営住宅解体撤去工事	二二三万円
・消防費債	▲二一〇万円	・公営住宅建設費	▲三六四万円
・教育費債	▲二四〇万円	・遠軽地区消防組合負担金	三七〇万円
・職員給与改訂等による給与額	二八六七万円	・知来小学校屋内体育館改築工事	▲二四八万円
・建物解体撤去工事	二二〇万円	・仁倉小学校屋内体育館改築工事	▲一八八万円
・福祉灯油見舞金	一〇〇万円	・富武士小学校屋体及び便所改築工事	▲二五九万円
・老人医療扶助費	七八三万円	・若里小学校屋内体育館改築工事	▲六〇万円
・重度心身障害者特別対策医療費	二七五万円	・佐呂間簡易水道特別会計繰出金	二六六万円
・畑作生産総合振興対策事業費補助金	九一〇万円		
・耕土改良対策事業費補助金	▲一六八万円		
・甜菜收穫機械導入事業費補助金	一一〇万円		
・水田利用再編等特別補助金	九八万円		
・水田利用再編事業基金積立金	四二二一五万円		
・道営土地改良事業負担金	▲一二七八万円		
・団体営土地改良事業負担金	六〇〇万円		
・土地改良事業補助金	一七四万円		
・酪農近代化団地育成事業補助金	▲一三三二四万円		

・主な補正額(万円以下繰上げ)	二〇七万円
・立木売却収入	二〇七万円
・町有林特別会計補正予算(第三号)	
・三百六十八万七千円が追加され、予算の総額が一億七百二十七万六千円になりました。	

・間伐材売却収入	一四三万円
・公有林整備費債	二〇〇万円
・間伐事業費	一五〇万円
・町有林事業基金積立金	三〇〇万円
・町有林事業基金積立金	三〇〇万円

・簡易水道特別会計補正予算(第三号)	
・七百七十七万三千円が追加され、予算の総額が三億五千三百萬五千元になりました。	

・一般会計繰入金	二六六万円
・前年度繰越金	四四四万円
・給水施設維持料	六八万円

而し価格が急激に上昇した関係で更に節約をすることで、石油対策協議会等の協力をいただいて、全町各戸に節約に対するPRをしたり、また産業課に石油の一〇番を設置してまいりました。

今のところ窓口相談はないようであります。

業界の動向をみますと、町内に供給されます量は順調に進んでおりまして、スタンド等も在庫を満度に保有されているようであります。

今後どのようになってくるかわかりませんが、住民生活に関連が深い問題でございしますので注目をしてまいりたい。

例え、仁倉の河川改修、また知来青野宅地先河川改修に伴っての土量相当出る事が予想されるので、埋立て用に使用することについて交渉しております。

無制限に町費を投入することになしに道事業と関連を致しまして町費を最小限度におさえて行きたいと思っております。

道の事業としては、明年度予定通り着工していただくように話し合いを進めております。

登記所の存置決定について登記所の存置の問題につきましましては、多くの町民の皆様方より署名をいただき、議会の協力を得て、上京運動を致しましたところ当

分の間存置をするとの結果の回答をいただきました。

長期間町内の皆さんからご協力を賜り、また諸先生方にもお骨折りを頂戴したことに付いて、厚くお礼を申し上げたいと思ひます。

工事の進捗状況について本年度契約施行の工事については、好天候に恵まれて現在発注しているなかで大きなものは、佐呂間簡水改修工事でありますが、これは二ヶ年計画ということになっておりまして、本年度分の竣工予定期日に工事完了をしますし、これ以外の着年工事は殆んど完成をしております。

●庁舎の増改築について議会議事堂等の増改築問題で以前からご意見を寄せられておりましたが、庁内で種々検討いたしました、素案を議会に提示いたしましたと考えておりますので、その節にはよろしくご協議賜りたい。

〔才出〕

- ・北電負担金 一五〇万円
- ・作物補償費 一二八万円
- ・一時借入金利息 五八五万円

●国民健康保険特別会計補正予算

(第三号)

六千八百二十七万円追加されて
予算の総額が五億三千三百十一万
九千円になりました。

●主な補正額(万円以下繰上げ)

〔才入〕

- ・療養給付費負担金

三千五〇万円

- ・普通調整交付金

四三六万円

- ・保険税軽減交付金

七十七万円

- ・随時財政調整交付金

八三三万円

- ・高額療養費補助金

二二〇万円

- ・国民健康保険事業基金繰入金

一六六九万円

- ・療養給付費負担金

六千一〇八万円

- ・療養費

一〇五万円

- ・高額療養費

六二二万円

●と場特別会計補正予算

(第四号)

予算総額一千四百三十三万六千円
に増減はなく、予備費十八万三千
円が減額されて一般管理費が増額
されました。

●町営バス事業特別会計補正予算

(第一号)

六十五万九千円が追加されて、
予算の総額が一千八百六十九万三
千円になりました。

●主な補正額(万円以下繰上げ)

〔才入〕

- ・地方バス路線運行補助金

六六万円

〔才出〕

- ・町債償還利子

二六万円

●一般会計補正予算(第五号)

(専決処分)

予算総額三十四億五千二百九十
九万九千円に増減はなく、一般管
理費と予備費が減額されて消防費
が増額されました。

●一般会計補正予算(第六号)

(専決処分)

六百十三万六千円が追加されて
予算の総額が三十四億五千九百十
三万五千円になりました。

●主な補正額(万円以下繰上げ)

〔才入〕

- ・安斉橋災害復旧工事費補助金

四九一万円

- ・安斉橋災害復旧工事費償

一一〇万円

〔才出〕

- ・安斉川災害復旧工事費

五七七万円

●と場特別会計補正予算

(第三号)(専決処分)

七十万円が追加されて、予算の
総額が一千四百三十三万六千円にな
りました。

●主な補正額(万円以下繰上げ)

〔才入〕

- ・前年度繰越金

七〇万円

〔才出〕

- ・と畜場外構防じん処理工事

七〇万円

▼条例の改正

●職員の給与に関する条例の改正

職員の給与が、次の通り改訂さ
れました。

- ・基本給の改訂

給料の三・七%引き上げに伴い
給料表が改正されました。

- ・諸手当の改訂

- (1)扶養手当

配偶者が一万円、配偶者以外
の扶養者二人までは、一人につ

き三千円(配偶者のない場合は
その内一人につき六千五百円)

- (2)その他の手当

通勤手当、住居手当が改正さ
れました。

●職員の寒冷地手当に関する条例の改正

昭和五十四年度に限り、寒冷地
手当の加算額が次の通り改正され
ました。

- ・世帯主で扶養親族のある職員

一三〇、〇〇〇円

- ・世帯主で扶養親族のない職員

八六、七〇〇円

- ・その他の職員

四三、三〇〇円

●水田利用再編推進等事業整備基

金の設置管理及び処分に關する
条例の制定

水田利用再編推進等事業の整備
資金に充てるための基金が設置さ
れました。

●職員の休日及休暇に関する条例の改正

年末年始の休日が、十二月三十
一日～一月五日(改正前、十二月
二十九日～一月三日)に改正され
ました。

▼町道路線の廃止認定

●廃止路線

- ・富武土原野道路

起点 富武土七四五番地地先

終点 北二六二番地の九地先

延長 現在 七、六八一m

廃止 七、六八一m

計 七、六八一m

(この廃止は、道々昇格による)

●認定路線

- ・中央町道路

起点 公営町道路交点

終点 永代町一七八八地先

延長 現在 三三四m

追加 九五m

計 四二九m

▼固定資産税の減免

- ・納税義務者

財団法人 日本ユース・ホステ
ル協会

- ・昭和五十五年以降減免

減免理由

昭和五十一年八月二十五日議決
の誘致条件による。

減免する固定資産(家屋)

構造 鉄筋コンクリート二階建

評価見込額 (七九一㎡)

九千八六〇万円

▼損害賠償額の決定

町は、町有地立木処分による物置倒壊に対する損害賠償額として四十万円を決定しました。

・損害賠償の相手方

富武士 船木 長蔵氏

▼昭和五十三年年度の

決算認定について

昭和五十三年年度の一般会計及び各特別会計の議会決算認定については、議会に設置された、決算審査特別委員会（全議員）に付託されました。

意見書

今議会に、三件の意見書案が提出され、原案どおり可決、それぞれの関係庁へ提出しました。議決された意見書の要旨は、次のとおりであります。

◎過疎地域振興特別措置の強化
拡充に関する要望意見書

人口の過度の減少を防止し、地域の振興を図るため、昭和四十五年過疎地域対策緊急措置法が施行されて以来、各種の施策が強力に

講ぜられ、相当の成果を収めているところである。

しかしながら、鈍化したとはいえ、今なお人口減少が続き、また老令化が進行しつつある過疎地域においては、同法によりもたらされた成果を踏まえ、現になお存在する地域格差を是正し、地域の一層の発展を期する必要がある。特に本道は、広大な面積にかえて、積雪寒冷の地であり、更に過疎地域市町村数も、全道の七十%を占め過疎地域の振興は、本道発展の上からも、極めて重要な課題であり新たな観点にたつた施策を確立し強力に推進する必要がある。

したがって、この際、国においては、国土の均衡ある発展の一翼たり得る地域の形成のため、過疎地域の現実に立脚し、時代の要請に対応した、強力な過疎地域振興のための特別措置を講ぜられるよう、強く要望する。

●提出先

道内選出衆参両院国會議員、自治大臣、国土庁長官、各政党過疎対策特別委員長

●議案提出者

山内、川又、中原、室井、林、山口、定久、各議員

◎国鉄ローカル線廃止、運賃値上げ、線区別運賃制度導入反対に関する要望意見書

運輸省、国有鉄道は、国鉄経営の赤字解消の手段として地方ローカル線の廃止、ないし地方公共団体の大巾な助成を前提とした第三セクターへの委譲、運賃値上げ、線区別運賃制度の導入などを意図しているが、これらの策は積雪寒冷地における地域開発路線の使命をもつ北海道国鉄の大事を廃止対象線区、線区別運賃適用線区とするものであり、地域住民の生活に重大な影響を及ぼすばかりでなく深刻化しつつある地方自治体の財政実態を顧慮せず、国鉄の有する公共性を無視するものと言わざるを得ません。

今日の公共交通の危機打開のためには、国民的視野に立った抜本的な総合交通政策の樹立をはかるべきであります。

よって、政府は速やかに総合的具體策を確立し、国の責任において国鉄ローカル線の維持運営を確立するとともに適切な財源措置を講じ、地域交通対策の強化を推進するよう強く要望致します。

●提出先
内閣総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣、自治大臣、日本国有鉄道総裁、国鉄北海道総局長、国鉄旭川鉄道管理局長

●議案提出者
船木、室井、為広、各議員

(次ページへつづく)

審議された

請願・陳情

▼今議会に提出

されたもの

◎「すみやかに当面一クラス四十名以下」を実現し、すべての子どもにゆきとどいた教育を行うための請願

●請願者

佐呂間町永代町 鈴木 喬

●請願要旨

一、 私たち父母や教育関係者はすべての子どもにゆきとどいた教育ができるよう切に願っております。

一、 欧米では「一クラス三十五名以下」という法律のもとに毎日の授業が進められておりますが、わが国におきましては「四十五名」となっており、多くの学級で四十名を越える「すしづめ」の状況が生じており、ゆきとどいた教育を行うことはなかなか困難です。

一、 こうした状況のなかで「すみやかに当面一クラス四十名以下」をめざす運動が全国的に盛り上っております。こうした運動の盛り上りのなかで昨年十二

月十四日、当時の内藤文部大臣は「一クラス四十人以下にする」ことを教職員や父母の代表に約束しました。

一、 しかし、今日になって文部省は「九年間で四十人以下にする」と言っております。

さらに問題なのは、この文部省の案すら大蔵省と自治省は「国の財政難」を理由に反対しております。

一、 今、国においては、新年度の予算を作ろうとしておりますこの時期に地域住民の声を十分ご理解いただき、議会において賛成決議を上げられ、道や国に反映していただき、すべての子どもにゆきとどいた教育が行なえるよう請願いたします。

◎精神障害者対策の促進に関する陳情

●陳情者

北海道精神障害者家族連合会

会長 須藤 重行

●以上二件は、採択されました。

◆◆◆◆◆

◎公立義務教育諸学校の学級編成の改善に関する要望意見書

すべての児童生徒にゆきとどいた教育がなされる事は、きわめて望ましい事であります。

しかし、我が国に於いては永年に亘り一学級四十五名定数によってすしづめの学校教育が行われてまいりました。

近年、高度に発展した文化社会

に対応して行く能力有る人格の形成と豊かな教養ある人柄を社会へ送り出す学校は、ゆとりあるスペースでゆきとどいた教育が行われるべきであります。

欧米ではすでに一クラス三十五名以下という法律のもとで授業が進められております。

よって我が国に於きましても、

早急に当面一クラス四十名以下の定員によって授業が行われるよう強く希望するものであります。

●提出先

内閣総理大臣、文部大臣、大蔵大臣

●議案提出者

田中、惣田、川又、各議員

第一回 臨時町議会

第一回臨時町議会が、

一月十七日開会され、昭和五十四年度一般会計補正予算などが議決されました

審議案件

補正予算

◎一般会計補正予算(第八号)

八百九十一万二千円が追加され、予算の総額が三十五億四千二百五十六万五千円になりました。

▼特別職の報酬額及び給料額並びに教育長の給料額に関する支給条例の改正

町議会議員の報酬額及び町長外特別職並びに教育長の給料額が次のとおり改正されました。

区分	職名	改正月額 千円	現行月額 千円
報酬	議長	170	140
	副議長	140	110
	常任委員	125	100
	副常任委員	115	95
給料	町長	575	520
	助役	460	420
	収入役	390	360
	教員	385	350

適用年月日

報酬 五十四年十二月一日
給料 五十四年 四月一日

町長 行政報告 (要旨)

●新年度政府予算について

内定資料として、政府の予算編成に対する考え方、また、経済見通しとなります資料を、お手許に差し上げてございますが、北海道開発予算は、大凡前年度予算より若干減っております。

新聞等で発表に成っておりますように、本州地域より北海道が国の負担金、補助金が優遇されている。いわゆる八十五%以上の高率補助を漸次削減しようとのことで大蔵省では、さしあたり三ヶ年で千二百二十億円の二十五%その額は二百八十億円との内示がありました。

連日、北海道開発特別委員会によりましての折衝のところ、三ヶ年で百四十億円に落ち着きまして本年度五十四億円補助金の削減をされることになり、新年度対象の主な事業は、道路、河川と明年度以降は、港湾、漁港の面に拡大される方針の様であります。

福祉行政、教育問題につきまし

ては、大蔵省の強い予算編成方針でありましたけれども、本年度、老人医療については見送り、明年度より実施に踏み切るとの厚生省と大蔵省が文書交換をした異例の発展をみておりますし、教科書の無償についても、本年度見送り、明年度から一部負担方針の様であります。

失業者の寒冷地給付金については、五十四年度までの時限立法処置が切れたところでありますけれども、関係団体による強い要請により、三年間更に継続することになりました。

●地方財政の見通しについて

詳細に未だ発表になっておりませんけれども、解った範囲で申し上げますと、交付税の伸びに本年度五%、この中には、いろいろな五十四年度の要素を踏まえてのことですから、期待薄であります。

公共事業の中で特に教育施設、衛生関係、公園整備施設等起債は従前、補助残の九十五%まで見られていたが、財源対策策としての二十%は、今後、見てもらえなくなり、七十五%に削減された。要するに、事業抑制という様な姿勢で国が臨んでいる。新年度事業施行に当り、起債、補助金の抑制と二重に絡んで来る

一般質問

昭和五十四年十二月十九日から二十一日まで開会された定例第四回町議会において、十一名の議員が三十九項目について質問をしました。

そのあらましは次のとおりです。

行財政

湧網線貨物駅廃止の見通しについて

○室井議員

その後、拝聞するに相生線が廃止決定をみたとのことですが、今日の石油情勢からみて、将来的に石油の情勢を加味して貨物トラックのみに頼つての輸送は、ある程度大きな変化が生ずる見通しも考えられます。

既に国鉄で明示している既定方針に対しては、強い反対意志で進むべきであろうと思いますが、その後の経緯はどのようなものになるのかお伺いしたい。

○町長

現在まだ具体的に承知はしておりませんが、これから徐々に進められていくのかならうかと考えております。

前議会でもご指摘ありましたように傾向としては、荷主業界から先に崩れてくるようでありますから、今後とも、町内関係業界とも充分協議をいたしまして、町の既定方針通り湧網線の貨物駅を一個所も無くすことのないような努力は従前とも変わっておりません。網走管内総合開発期成会も中心になって反対運動を進めておりますけれども、今後とも組織を通じての運動を強化してまいりたい。

明年度当初予算の見通しについて

見通しについて

○為広議員

町内商工業者は、来年の町予算

規模はどうなのだろうか。

その中で新規事業予算はどうなっているのか、関心を持って見ているところであります。

現段階での見通しは困難とは思いますが、長期間に亘る行政経験から大綱的な内容についてお知らせいただけることによつて、町内関係者は、経営の指針として大きな役割を果たせるのでありますから、現段階の理事者の考え方について伺いたい。

併せて、民間の設備投資など、関係業界や、金融機関の調べた中では、相当に減退するといわれており、町の新規事業が大巾に減るとするならば、今のうちから心構え、対応の必要性を痛感するところであります。

大蔵省の内示に向つて、予算獲得に努力されることと存じますが、今後に期待し、新規、継続事業併せて、どの程度の総事業費が見込まれるのか。

また考え方について伺いたい。

○町長

大きな学校教育施設事業は、一応完了しました。

本町の場合、基盤整備事業を中心とした建設事業が大半を占めておりまして、継続事業についても五十五年度の国の予算がどのような内容になるか、もう少し経過し

ことが見通されるので、行政執行において容易でない事態となつてきております。

既に、ご案内の様に、石油問題と絡んで、国際情勢が大きく揺らいでいる現況下ですから、将来の予測をすることも困難であり、国の予算編成に対する体制づくりにあるのではないだろうかと考えています。

●経常費の予算見通しは

予算の許す範囲で、皆様からの要望の強い問題については、新年度予算経常費等については、現段階では、前年度並という事で予算編成作業が進んでおりますけれども、汽貨賃、電気料、郵便料等がそれ相当に値上がりが見込まれておりますから、はたして前年度並の経常費で本当度賄いがつくかどうかという問題もありません。

●森林総合整備事業指定について

本町としては、沢山の民有林を有する地域として、新年度地域指定を受ける為、昨年から運動をしてまいりまして、指定になるかどうかの予測に現在至っております。この制度の特色としては、従前補助対象外になっていたカラマツ除間伐が補助対象になる。

指定事業は、それぞれ森林組合なり、個人が施行することになり

ます。また、町有林も対象になります。

指定計画申請立案は、町が事務作業をやりまして、是非、本年度指定を受けられるよう努力をしてまいりたい。

●継続事業関係は

①参道橋は、補助対象になる見込みとなりましたので、年度当初に予算化してまいりたい。

②国道三三三号線のトンネルは、開発庁も新年度において調査設計だけは終らしたいということで要請中でありますが、この関係は、本町のみならず、北見市、端野町と充分連絡を取りながら、事務を進めたいと考えております。

③海水汚濁処理は、漁組が事業主体として施行するのですが、国の予算獲得にご協力申し上げておりましたところ、現段階で確保出来る状況になっております。

●新規事業は

新規事業については、起債の制限等も強まっておりますので、行政的に高率処置がなされる事業としての新規事業を選択してまいらなければならぬと思います。

財政の面を考えながら、町民からの強い要請に最大限答えられるような姿勢で、予算編成に努力をしたいと考えています。

ないと、今年の場合には特に不明確な要素が沢山ありまして、お答えにも面倒であります。

新規事業では、土地改良新規地区三件、ともあれ国の予算は、十・三％伸びの見通しですから、人件費を差引くと事業費充当はないので、公共事業としての伸は零であるとの報道がなされております町内業界等に影響のある問題として建築関係では、公住の五十五年度からの継続建替えを考えておりましたが、古い公住は、二千五百円位の家賃で入居しており、新家賃は、二万円位になるので、入居希望者がいない状況でありますから、公住建築がなくなりますと余りよろしくないことになります

次に五十四年から実施されております森林総合整備事業の地域指定を受けますと、かなり高率な森林施策に対して、助成がなされますので五十五年指定を受けて森林政策の転換をはかりたい。

水泳プール、更には、牧野造成整備と特に水道事業は、三億程の継続工事がありまして、早く整備をするために予算編成をいたしたい。

大体、骨格は、初議会で政府予算内容を申し上げたいと思います当初予算では、継続事業含めて三十億程度になろうかと思っておりますが、要請中の事業確保については

今後、上京運動により努力してまいりたい。

国の財政引き締めによる町への影響

○石村議員

国では、財政危機を切り抜ける為に、社会福祉、教育等既得の政策を後退せざるを得ない様な報道がなされ、収入の面では、一般消費税も課題になっており、国民に増税を押しつけようとしている。

また、公共料金は、軒並み引上げようとしておりますし、米麦をはじめ、灯油等は、異常な値上げと、生産資材、生活物資の値上げによって窮地に立たされようとしている。

この厳しい国の財政圧迫の世の中に、予算獲得をすることは大変なことではありますけれども、町民生活とは切り離すことの出来ない大きな影響があり、このことが町にどの様にはね返って来ると考えてですか。

町としても、この様な時世に向かって、どの様な手段や方法を取って行かなければならないと思っておりますか。

節減出来る分野は、節減していくとの心構えが必要であります

けれども、その節減を図ろうと考えられている大まかな点については、どういうところでやろうとしているのか、お伺いしたい。

○町長

特に大きな問題としては、北海道開発の為の特例措置として、道路、港湾、土地改良等他府県より高率補助を受けておる。

これが、恐らく関係三省との話し合いがなされていると思えますけれども、この内容は、まだ明確でない。

もし、補助率を他府県並に下げられますと、本町のみならず道開発の問題として、かなり遅くなるのでないか。また、この負担は、どうなるのか。

いずれにしても、継続事業が下げられることになる、途中で事業を止めることも出来ませんし、何処へ持つて行くか、これが、大きな問題であろうと思えます。

学校教育及び施設、児童手当負担金等も論ぜられておりますし、福祉の問題の内老人医療の付添人一部負担、厚生年金支給の年令変更等が出ておりまして、最終的には、政治的な折衝ということになります。大蔵省の考え方だけに、ならんと思えますけれども、我々としては、道町村会、全国町村会等を通じ運動を展開していこうと努力はしてございます。

町としての対応も、この様な問題が有る無しに拘らず、行政経費は絶えず節約してまいることが必要であり、補助金の見直し等も考え、また、職員給与改訂等も、五十六才以上は、昇給させないし、勧奨退職者に対する本俸の六割上詰み支給も考慮しなくてはならない問題で、いずれにしても、財政危機に應えるよう進めてまいりたいと思えます。

今、論じられていることが、果たして実施されるのかどうかということは、不明確な要素が内在致しておりますので、国の方針が決まり次第早期に臨時議会を招集しまして、五十五年度に対応出来る姿勢で進めてまいりたい。

新年度予算編成について

○惣田議員

先程からの質問にもありましたとおり、福祉、教育関係にしろよせが来るような傾向にあるわけで実際に働けない老人に対する福祉の後退、児童生徒に対する教科書の有償など、きびしい行政改革を押しつけようと思われている。

この状況を踏まえて、町として教科書が有償になった場合の対応

はどうか。抜本的な対策が必要でなからうかと考えます。

新年度予算折衝に上京されることですから、永年に亘る行政手腕を期待し、これらの問題に積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

○町長

教育、福祉の問題については、何としても我々個人の力では、どうにもなりませんので、関係機関数多くありますから、タイアップしながら、努力をしたいと思えます。

教科書が有償になった場合の本町の措置は、このようなものを含めて、まだ、政府の対応が決まっておりますから、予算編成に当たっては、後刻懇談をする機会をつくりたいと考えております。

産業

酪農対策とルーサンの栽培奨励について

○室井議員

貿易の自由化の中で、急速に乳製品の輸入が伸びて、五十三年度で生乳換算二百四十八万トと膨大な量になっている。

全道の一ヶ年生産量を越えている。

更に本年の見通しとしては、前年対比十五％は延びると予想されております。

国の政策としては、加工原料乳の限度枠の規制と乳価の抑制政策及び国内産乳の生産抑制を強力に進めてきております。

これに対して農民は、食糧の自給度の向上や過疎対策また経営確立の面から、我が国農政の主體的な確立に向けて全力を挙げて運動をしてきました。

而し今日の諸般の情勢の中で容易に解決のつくものではなく、加えて国際的な穀物の生産と、流通面をもつて石油問題を含めて重大な状況となつてきております。

既に飼料の価格は上昇し、酪農は低乳価と飼料高の両面から挟み打ちで、まさに危機的な状況を迎えております。

この折、本町としては、今日まで基幹産業を酪農に求めている振興に力を入れてきました。

この酪農経営安定のために適切な方策を自主的に考えるべきでないか。

その対応として濃厚飼料にも代る高蛋白粗飼料の確保が考えられると思います。

ここで、ルーサンの栽培と効率の収穫について、以前から提唱され乍ら、町内の研究熱心な酪農青年がおりますが、まだ少ない面積しか散見することができません。

これには、土地条件の問題やルーサン栽培に向かつての条件の整備や、あるいは収穫面での難かしいこともあつての原因でなからうかと思ひます。

この際町としても積極的に指導と啓蒙を図り、農協普及所共々協議しながら模範栽培と地域の育成など、必要に応じては資金的考慮を併せて助長していく考えはないか。

○町長

町と農協とで負担し合つて、農業技術センターを運営してございます。

その中で、ルーサンの試験栽培も行なつており、五十四年実績報告書も届けられております。

その結果を申し上げますと、ルーサンでは3種類いづれも3番刈で、六千七百kg程度の収穫であります。

その外、チモシー草科、オーチヤード種の牧草も試験しており、特にルーサンは根が深いために早

魃の折でも余り影響がないとの結果が現われております。

さきに町でもルーサンの権威者、帯広畜大、大和田先生を招待して、冬期講座で講演をいただいたこともありまして、栄養価の高いものを栽培することにはご質問を待つまでもなく、現在の酪農事情に対応する極めて大事なことであることを考えまして、今後、農業技術センターによるデーターを、冬期間、町内農事組合などの懇談会を通じて、積極的に奨励をしてまいりたいと考えております。

養豚農家の救済に

ついて

○室井議員

数年前から本町にも養豚の機運が高まり、町農業構造改善の面からも力を注いできたところでありまして、現在五十戸で三千頭位の飼育がされて、年間七千頭以上の販売実績で、農協を通じての売上は三億円を超えようとしております。

稲作転換政策と、小規模経営の中での支えとして奨励され対応されておりますが、最近における輸入激増や統合的な大企業による豚部門への進出によって、生産が増大されたことよつて過剰傾向が

発生し、価格の暴落で、今のところkg当り五百二十円と完全に採算割となつてゐる。

生産費一頭当り三万円以上かかるわけですから、このような状態では大変な問題で、町としても農業振興上で零細的な農業を守つていく何等かの救済を考えての方策を持つておられるか伺いたい。

○町長

現在、在庫の商品がかなり減退して、豚肉から牛肉に代つてきているのが実情のようであります。

したがつて、牛肉の方は多少とも値が下つておりますけれども、大きな変化はないと思ひます。

只今までの奨励施策にどのような方法が適切かどうか、価格の値下りの分だけ補填をすることにはならんと思ひますので、この問題については、町農業生産総合対策計画を進めております。

この中で、酪農をはじめ、主要作物全般に亘つての見直しをして、重点的なものに、将来補助対策を考へることになつており、これには町内団体長、及び生産担当者会議を開きまして、計画を取り纏め中であります。

このような中で、養豚の問題もどのように進めるべきか、更に検討をしてみたいと考えております

本町農業の現状と

将来について

○中原議員

従前から本町農業についての振興は、酪農を中心としての情熱で推進して来たことにより、相当に根強いものが経営の上に成つております。

一面、畜産を見ますと、コストの問題等になると、大きな負担を掛けてはいるが、全農等直接農家に入り込んで利益を挙げての独占企業的存在でなからうかと思ふ。

而し、種々難しい問題はあるけれども、畜産振興関係につきましても、如何に合理化して真に農家の喜びにつながる形をつくつてや



るべきでなからうか。

また一方、北海道に対し過重な減反面積を押しつけようとしている。

各種団体では、受け入れられないと真剣に強い反対運動をしている様であります。

また、畑作にしても、水田の絡みから輸入食糧との関連で価格対策等極めて多くの問題が生じ、畑作も不安定な状態となり、行先が心配されているところであり、この様な中での本町農業振興は、基礎からしても将来安定し、自信を持ってやれる様な形態ではない。

そこで、食糧制度等の見直しもしなくてはならないし、行政の立場から、これらに対し適正に農業振興に役立つ農業経営なり諸々を含めての効果を發揮出来る様な消費と生産関係の組織体系をつくらなければ、結果的に良くないのではないか。

北海道農業のみならず、新しい方向に農政は進んでおります。

これらの農業振興について、補助金を貰わなければ、やれないし、補助金がないから奨励しないのだという様なことだと、農家自身の意欲の喪失により、この難関を突破することが出来ないのではないか。

この時に当り、本町農業の基礎

型を造り、位置付けをして、後継者も安心出来るような形を変えなくてはならないと思うが、どの様にお考えを持っておられますか伺いたい。

○町長

各市町村におきまして、第一次産業の根幹的なものを補助なしで進められる地方財政でないと思えます。

ただ、農家が離農しても生産資産として土地は残っておりますから、土地改良事業等の補助残年度分全部負担をすることになりまして、税の額を超えた負担をしている。

この点についても、宜しく判断を頂きたい。

なお、根幹をなすものについては、国、道が手助けをしないと、一次産業の振興は成り得ないと考えておりますし、本町の財政力から見ると、農業に対する投資は過剰のように思っております。

而し、農家の所得が多少向上しなければ借金をもって投資をしなくてはならなくなりますので、現在も継続的に進めておりますので了解願います。

また、既述の佐呂間町農業振興五ヶ年計画を修正策定することになっておりますから、その会合で討議ご発言を賜り、立派な計画を

作りたいと考えておりますので、宜しくご協力方お願いします。

漁業問題について

○中原議員

日本の漁業は、世界の海から閉ざされて、資源の足りない形の中で沿岸漁民にとっては、安心して漁業が出来ない。

北海道沿岸には、外国船による漁獲がなされ、反対に輸入せざるを得ない現況にある。

沿岸漁業、また、養殖漁業の資源開発を振興対策を考える上で、オホーツク沿岸漁業の振興を図らなくてはならないことは、云うまでもないことで、サロマ湖第二湖口の完成を見ましたが、水質汚染については、農業、肥料、洗剤と使用量については、世界一である

よって、養殖の条件には余り宜しくないとするならば、なおさらに、国際的な重圧をともに受けておりながら、これに対処する心構えと態度が出来ていない。

もう少し真剣に取り組む必要性があり、理想として上げるが、現実性がないので、地方自治体行政の中で進めなくては、最終的に宜しくないと思うが、どの様に考えられているか伺いたい。

○町長

既にご承知の事と存じますが、二百海里内の漁業については、最近、日ソ間の漁獲割当てが妥結した様です。

けれども、国際的に見て、好転はして来ない模様で、日本の主張は入れられない状況の様ですから、既述の漁場を最高限度に利用して生産を高め、養殖栽培漁業を發展させることが、振興上必要で大切なことであります。

漁場環境整備の問題についても、農業被害を憂慮せざるを得ないサロマベツ川の水質調査が行われておりまして、大変な事態であり、大きな問題であります。

農業から農業、肥料を除くわけには行かないのではないかと。

漁業者自体が海を汚している問題については、漁業団体とも話し合いをして、養殖過程の排水浄化設備について相談中で、補助金等の道も開いて栽培漁業には、環境づくりから解決をしたいとのことで、只今、設計を致しております。



てまいりたい。

観光問題について

○中原議員

三町に有するサロマ湖は、天から与えられた観光資源であります。この開発をして、日本人に見てもらい、なじんでもらう、知ってもらい、この様な態勢をつくらなければ観光開発にはならないので、議会も理事者も真剣に考える前向きな姿勢を持って、これを、どの様にするか、具体的なものを捕まえることが先決でなからうか。

また、帆立貝の粉末を投入し、カルシウムの補給計画で、漁場を浄化改善しようと、年間何千もの撤布をしております。

どうしても、今後、沖合いから沿岸、そして、栽培漁業という道程を進めることになりましたので、水質保全問題対策に逐次実現を図っ

○町長

サロマ湖を有する三町でもって、湖岸に自転車道路をつくる様な計画を立てて、道議会にも要請をしております。

一番の障害は、冬期間を、収支のバランスと合わせながら、どの様に進めるか。

昨年、サロマ湖上を使つてのレジャー開発ということで、ヤマハ機械の技術者三十名が、スノーモビル研究とか、観光対策としての湖上試験を今年も行ふとの連絡がありました。

度々のご意見を伺っておりますので、承知をいたしております。結果からの判断により、手を付けようかとも考えておりますので見守っていただきたい。

新年度農漁業補助

事業と町費負担

○斉藤議員

農業基盤整備による道営畑、及び団体営土地改良事業等数多く継続事業として進められており、また、漁業においても、生産基盤でありますところの漁業拡充の為に努力されておられます。

五十五年、国の財政事情の厳しい中で、事業予算獲得の為に奔走中の事と思いますが、これら一連

の事業予算の見通しと町費持出し額について、お知らせ願いたい。

また、浜佐呂間漁港整備について、利用漁民とも話し合いでもって、明年、南防波堤工事が見込まれている様ですが、単年次で完成見通しについてお知らせ願いたい。サロマ湖第二湖口の開通により、湖内漁業に好影響が期待されており、作業船のスピードアップと船体自体も大きくなって来ております。

この浜佐呂間漁港が完成して地域漁民が潤沢な利用がされる時、明年着工の南築堤工事前に再度幅についての検討が必要と思われるかどうか。

○町長

明年度の予算折衝が近く始まります。その見通し等についても内示を得ておりませんが、継続事業等をストップすることはないと思われまます。恐らく新規事業等については、かなり抑制されるのではないかと考えられます。

二十二日から上京し、各種事業の予算折衝を致してまいりたいと考えております。

詳しい補助事業内容は、産業課長から、事務的なことは回答させていただきます。

○産業課長

昭和五十五年度農漁業補助事業予算で要求中の内容で説明を致します。

国営明渠で佐呂間地区二億一千万円、仁倉地区一億三千万円、道営畑関係で、栃木地区一億一千万円、知来明渠排水七千万円、若佐地区営農用水二億円、北富地区二億四千万円、浜幌地区二億二千万円、合計八億四千万円、団体営土地改良事業総計で、三億八千万円。

漁業関係では、浜佐呂間漁港の改修一億千万円、富武土漁港三億二千六百万円

町負担分は、どうかと申し上げますと、国営明渠事業では、事業完成後、約六分負担で、五十五年度要求額から見ると、二千四百万円程になります。

道営事業関係では、要求通りの工事施行されたとして、町負担一億六千三百二十五万円、団体営事業では、一億三千三百万円、この内、農協の持分、要するに個人負担分が、道営、団体営事業での面工事十分が推定されますと、二億八千三百万円位が純然たる町費負担となります。

漁港関係は、町費の場合、漁組分三十分含めての考えで、二億六千六百六十二万八千円程度の判断がなされます。

浜佐呂間漁港の南護岸二百mを計画されておりますから、完成しますと使用可能となります。

以上、本予算には、多少変わって来るとは思いますが、国の財政が厳しい様ですから、要求通りにまいる判断をしております。

町内牧野の老朽化

対策について

○堀議員

今年の町内牧野の利用状況をみると、場合、大規模とされている尚和牧野が草成悪化のため九十五日の入牧日数であり、他の牧野に比べて四十五日、六十日の短縮となっており、延頭数にして一万八千四百十五頭、一万四千四百六十頭の減となっております。

他の牧野においても可成りの面積が老朽化し、更新の時期にあると思われまます、この実態をどのように理解されているか伺いた

い。

また今年までに、町内六ヶ所の牧野造成の希望が出ておりますが、老朽化した牧野の更新を考慮に入れて、明年よりどのような具体化計画をもつておられるか伺いたい。

○町長

牧野の老朽化対策では、余りお金をかけない代替牧野を持たないで更新をする方法がないかどうか検討中であります。

外国あたりでは不耕起方式を取っており、それに必要な機械が使用されている。

これも考慮に入れた機械が帯広畜大と帯広農業試験場で共同開発の試験中であります。

この方法は、草地にき裂を与え施肥、播種を同時に行う機械でありまして、本年十勝に参りまして専門家に意見をきき、開発途上地帯をみてきました。

この機械による試験を明年春本町で実験してみたい。

現在の牧野改良面積は五八一ha



、未改良が百九十一haであり老朽化はしておりますが、この面積で収容可能頭数は千八百頭前後で、現状の草成条件からこのように判断しております。

五十四年実績は千七百頭、放牧牛が少し不足の状況でありますから、老朽化のこともありますので本年は予定通りの造成をやりまして。

今後六百五十ha位の草地改良面積計画をもって進めておりまして、この時点で二百頭を超える放牧頭数となります。

大凡の面積確保が出来ており大成の国有林解放も正式に決まりました。

酪近計画の六十年で一万二千頭飼育の場合の放牧牛二千二百頭位が予定されております。

而し現在の酪農事情は既に承知の状況でありまして、牛の増加の傾向はどうなるのか将来展望を加味し、放牧希望頭数に併せての牧野造成をしてまいりたい。

また一昨年当りから牧野統合の問題を進めており、若佐地区については話し合いのところ統合の線で纏まりつつあり、その場合は種付牛を別途牧野計画を考えようと、栃木牧野隣接に適地があるのでどの程度で売却出来るか、下相談を進めています。

余り高い価格で買うわけにもま

いりませんので、不能の折は改めて町有林の一部解放ということに対処したいと考えております。

町有林の牧野利用について

堀議員

○堀議員
前回の議会で、知来ボブラ林の牧野利用について、今年度中に牧野としての利用価値のある方向で整備し、放牧可能にしたいとの答弁があつたように記憶しております。

今までになんら作業が進められていない。

現実には尚和牧野があのような状態にある時、更新時点の代替地としても最適な場所と考えられます一日も早い草地化が待たれていきますので、この点について伺いた

産業課長

○産業課長
九月議会以降、牧野利用組合長と内部的に相談結果、全面的に実施をしてほしいとの意見が強いわけでありまして、良木は残してとの考えもあり一部切つて現在のところ試験的にやろうとのことで、七ha機械刈をやり小径木も一、二列切つて実施試験をやつてみたいと思ひますが、事情のゆるす範囲で進めてみたいと考えています。

堀議員

○堀議員
知来尚和の現地は十四haありますけれども、町有林ですから造林がもつたないかも知れませんが、而し、各牧野の造成については民有林又国有地などを取用するのですけれども、知来は幸いにして町有地で牧野として、最適地のところでありまして、現状に見合った姿勢で対応しなければならぬと思ひますが、どのように考えているのか。

産業課長

○産業課長
一応先の議会で議決された経緯もありますから、その中の良木とボブラについては残すような主旨もありまして、七ha程刈取り除伐し試験的にやつてみたいということでありまして。

その結果がよろしければ全部で十四haありますから、残りの七haも造成を考えてまいりたいと思つております。

「オニアザミ」の対策について

堀議員

○堀議員
各牧野にみられる「オニアザミ」対策であります。年々「オニアザミ」の繁茂が著しい勢いで広がつており、その対策としては薬

剤の散布及び開花前の刈取りが行なわれております。

これらに対する各牧野での人件費、薬品代は非常に大きな支出となつてきておりまして、ときには、これらの費用の捻出のため、肥料代、管理人手当等にも影響を及ぼしている牧野もあるやに聞いております。

町として今後、「オニアザミ」対策に新案を考えているのかどうか。

この方法での作業を進めるならば、これに要する人件費及び薬品代の助成についてはどのように考えているのか伺ひたい。

産業課長

○産業課長
駆除対策については、牧野利用組合長会議等で、本年度努力された結果等からみでの指導事項を決めたところでありまして。

専門的なことは、普及所で検討されまして、薬剤の散布については「MCP」が効率がよい。

既成牧草にも多少影響はあるけれども被害はないので、五月下旬～六月上旬に十a当、二cc散布する。

併せて人力刈取りも七月中旬頃実施することありますが、牧野によつての強弱がありますので、内容検討し駆除計画を立てたいと思ひます。

町費助成につきましても、組合長から要望がありまして、予算編成前に検討しておりますことは、人力は知来尚和牧野のみで、大変なことは事実であります。併当代理度、その他薬剤等については、半額助成をしたいと考えております。

この対策も三年継続でやらないと効果がないようでありますから、明年駆除してみた結果に基づき再度検討してまいりたい。

と場使用日数と

正職員補充について

堀議員

○堀議員
町宮と場の利用実績は、冷蔵庫設置、また今年は森永乳業の協力もあつて、浄化施設の完備もされて、年々増加の傾向にあり望ましい現状だと評価いたしております。

今年の利用状況をみますと、一日処理頭数は豚に換算して、四八、五頭で、と場能力は五十頭ですから、満度に利用されております。本町の農業形態からみますと、

年毎に上昇の傾向にあるものと考えられます。

従つて、来年度からは週四回にする必要があるのではないか。

また、と場解体作業に従事する正規職員は現在一名、臨時職員三

名で働いておりますが、職員が休まれた折など不在のまま作業が行なわれており、仕事が特殊なだけに、問題が発生する可能性を含んでおります。

これらの仕事は誰でも出来るものでもなく、技術的にも相当の熟練が要求されるので、一日も早く後継者を養成するために、正規職員の補充が急がれていると思います。

今後どのように対処されようと考えておられるのか伺いたい。

○産業課長

と場の使用頭数は暫時増加してきております。

従って週四日について、金森組合長、農協担当者と共に、保健所へ要請したところ、将来の見通しについての実数により再度検討したい意見であります。出来ることなら頭数的に七千頭近くになる予定ですから、五十五年度から、週四回にお願いし、実施したいと考えてまいりたい。

職員の問題ですが、現在の使用状況から考えて二名ということは一考を要するところで、と場運営方針と、財政などの諸問題を考慮しながら、直ちにはまいりませんが、後継者対策については、真面目な適当な方がおられますので確保についても大変なことも承知

しておりますので、もう少し検討させていただきたい。

農産物輸入の抑制について

○石村議員

今年ほど、農民の希望が持たれないままに年を越すような気がしてなりません。

特に、水田減反面積の指示もありません、来年度の営農計画を立てなければならぬし、農業危機が一段と深刻化し、経営が崩壊して行くような感じがします。

国が、農業を基幹産業に据える位置付けをすると同時に、今余っているというけれども、絶対的な過剰でない食糧の国産も小麦、大豆で三割の生産ですから、外国の食糧輸入を、どうしても抑制しなければ、日本の農業を守り抜くことは、とうてい出来ないというところを、今多くの方々も判つて来ていると思うのですけれども、考えて見れば、石油で経験している様に、もし食糧が何かの事情で入って来ない。また、削減されるということであれば、大問題であり、国の独立を本当に危うくすることが起きて来るのに、このことは、放置されたままになっている。このことは、農業農団体も、

これからの政策要求をしていくのに外圧を排除していく努力をしていかなければならないと思います。何といつても北海道は、何年も前から日本の食糧基地として位置付けをされているのですから、この北海道における自治体が、我々との様な運動を展開してもらいたいし、展開すべきでないか。

このことが、地方産業を守り、住民生活を守るということにつながって行くのではないかと。常日頃、力を注がれているとは思いますが、この際これからの運動展望について、お伺いしたい。

○町長

全国農業団体連合等においても、盛んに運動を展開しておりますし、地方農業関係六団体が連係を密にして、重要な水田減反関係についても、要請をしておりますし今後引き続き行なわなければならないと思います。

自由主義国の国際社会外交については、農産物の食糧だけではなく、全てに共通するところであり、当面、農業が危機に瀕しているからといって、外国輸入を中止し、同じ国産品を使うことになりまして、消費者の要求や意見もありまして、国としても、かなり考えなくてはならない面が多くなるのではないかと思います。

土地改良事業等の事前協議について

○石村議員

たまたま今年の災害で問題が起きたことでありまして、以前から心配はされておりました。

農道、排水事業に災害があった時に、いろいろとその対策で苦慮されるところでありまして、団体営土地改良事業での実施施行段階で、役場産業、土木、農協の担当者による協議がされているかどうか。

結果的には、道路、排水の完成後は、町工営課の維持管理となる訳ですから、指導検定を強める必要があるように思われます。

将来に亘る永久事業であり、資金投入も大きくなされているのですから、この関係についての強化を図られる様望みたいと思います。

○町長

ご意見は、もつともでありまして、各担当課長も同席しておりますので、内容について充分承知し工事の施行に当たっては、協議し完成後、手戻り費用の掛かることのないよう検討しながら進めたい。

台風二十号災害の現況について

○惣田議員

冒頭行政報告で、台風の災害対応について理解いたしました。このたびの災害は、個人差があると思われまます。

農作物又は家屋とさまで、このような方々に対して、見舞金などの対応がなされてもよかった感じがいたしますし、自治会長からも要請を受けたところでありまして、この点について、どのような考え方をもちておられますか伺いたい。

林業関係で保安林の隣接地の方々には、支障木が根こそぎ倒れたままの関係で、撤去出来ないで困っているようですから、調査の上

対処されるよう望みたい。

○町長

台風被害については、床上浸水のような場合の事後処理は、民生課で、それぞれ対応しております。火災、水害以外には、今迄に見舞金等の支給はしておりませんが、もし、これと同じような該当があるとするならば、よく調査の上検討したい。

風倒木の被害で、カラマツは虫が発生する恐れがありますので、民有林は、森林組合が、現在対応しておりますけれども、全面的に林業公社、森林組合で取り組むことにならんとしますが、立派な林地に虫の影響を与えないように、努めてまいりたいと考えております。

○惣田議員

先程、町長説明の中で、農業関係予算は少しウエイトを占め過ぎている、という感じをもっているというのですが、今回の災害緊急時には、地域の住民が、自覚と責任を持って、排水、通路などの維持管理に自治会長を中心に関係者協力すべきである。

すべて町が行なうべきだということでもって、工事を進めているものですか、他力本願になってしまっている傾向があり、自分達

の農地整備のために、町が一生懸命やっているのにも拘らず、他所のことをやっている感じて、一向に協力をしないということは、余りにも予算に依存する行政になりきっており、自分達のことは、自分でやるPRと指導の主旨徹底をする必要があるのではないかと。

○町長

最近、このようにいわれる傾向が強くなってきております。当然に町の管轄外のものについてもやりなさいと強くなってきております。

よく考えてみますと、日頃の指導がある程度、欠けていたこともあったと思いますが、このような主旨に関しては、お互に公共的な目的を有するものについて、関心をもたせ意識高揚に努めることが、今日の世代に必要なことであろうと、自治会長会議等でも申し上げております。

今後、このような問題につきましても、協力を受けとめていくように努めてまいりたいと、斯様に考えております。

若里漁港の整備について

○定久議員

若里漁港の整備は、初めは、今年一年で完成するとの事でしたが、その後、浚渫は、工事の関係等で明年になるかも知れないとの話等ありましたが、その後、工事の内容も決まり、工事がなされた訳ですが、明年以降、完全に完成するまでの計画は、どのようになっていくのか。

また、どの様な予定で工事が進められるのか、お尋ねを致します。

○町長

五十六年まで、現在の漁港整備六次計画が追加事項で来ておりまして、若里漁港は、本年の工事で六次計画は、ほぼ終ったという事です。

その浚渫をした土量の後仕末ですが、泥半分水分半分という状況ですから、堆積をして、一冬立って見ないと、泥の始末が手が付けられないのが現状です。

新設道路は、来年、手が付けられそうであれば、手を付ける事に土木現業所では、予定を致しております。

今後の見通し、七次計画以後の計画は、北防波堤百十m、西防波堤百十m、西護岸百m、北防波堤の浚渫面積四万六千十五㎡、土量七万㎡という計画であります。

七次計画で、全部採択になるか

あるいは、一部切られるかどうかは、五十六年に七次計画の全容が判るので、その時点になるまで不明であります。

第六次計画としては、今年、浚渫の後始末を整理する事が残された仕事であります。

○定久議員

漁民の方と、いろいろ話をした中では、北防波堤と西防波堤の位置が、憶測かも知れませんが、床丹川の水の関係で真水を抱き込む事になるのではないかと。

こうなれば、その後、普通の海水に変わるのに、相当の時間が掛かり、いろいろな面で不都合が生じるのではないかと聞かれました。

技術的に、いろいろ検討されて計画が出来たと思いますが、漁民の方が、こういう事を一応心配しておりますので、漁民の方々の話し合いも必要でないかと考えますが、どのような考えか、お伺いしたい。

○町長

川水が築港内に入るという意見があるという事ですが、もし、こういう問題があるならば、例えば七次計画で北防波堤を止めて、西防波堤を、もっと出すという事も考えられるので、漁組とも充分協議を致したい。

牧野造成について

○定久議員

①請願箇所の今後の対応について、今年は、次々と三件の牧野造成についての請願があり、付託された産業建設委員会も委員会を開き調査検討を行い、九月の定例議会に審査の報告が行われて、議会の承認を得られたわけですが、その後、検討が行われた事と思っております。今後、栃木地区以外の他の地区について、どの様な対応をされようと思われているのかお尋ね致します。



②明年度の牧野造成予算計画について、不足している牧野の造成が一日も早く出来る事を酪農家は強く望んでおる訳ですが、五十五年の造成予定はどのように考えておられるのか、お伺い致します。

○町長

①若佐地区が、恐らく来年から統合という事になるように伺っており

ます。
人工授精をする専用の牧野が欲しいとの事ですから、若佐地区は不足するので、その対策として土地所有者の意志を確認したり、売買の予備的な折衝を現在行っております。

佐呂間地区の牧野利用組合長会議にも、各部落毎に牧野を持つていたのでは、何時までたっても牧野が足りないという声が出て来るので、統合して弾力性のある牧野の利用をしてもらい、その結果、足りない牧野であれば、町が造成する事も考えて然るべきでないかという事を申し上げております。

現在、総体的に見ると放牧牛が足りない現況で、個々に見ると足りない所もあり、余って来る所もあるという現況を呈しているのが今日の現況です。

請願があったから、すぐ取り上げようという事は、もう少し酪農の実態は将来どうなるのか、酪農

近代化計画に添って進められるかどうか、見通しを立てて造成をしなければならぬのではないだろうか

○産業課長

②明年度の造成予定は、大成の国有林六十一林班、四十一haで、この内草地改良が調査の結果、二十七ha、既設牧野の中園牧野十五haを現在計画しております。

知来のポプラの跡は、七haの内五ha位は、草地になるという計画であります。

○定久議員

今後、どの様に牛が導入されるのか、当地の事を考えて造成をする考えは、最もだと思いますが、入牧予定より可能頭数が少ないという話には、理由があると思いま

す。
今までの状況から見ると、春先草があるからといって入牧しても七月になると草が不足になって下牧をしなければならぬ。

自分で運転して出し入れをする方は宜しいが、他人を頼んで出し入れするのは大変だから、一頭ばかり入れるのであれば、入れないで我慢しようという者とか、種付けをしてあるのなら妊娠をするまで入れないで、測定してから入れ様という状態が来た時には、下牧

の時期になっている。

また、種付けが済んでいない牛は、丁度、入牧中に種付けをしなればならず、出し入れが大変だとか、いろいろな要素を持つていると思う。

牧野を統合して、充分な管理が出来る様に、受精もその中で出来る様になれば、やはり入牧頭数も現在の可能頭数より、はるかに上廻るのではないかと考えられます

酪近計画の通り、増加すると仮定すると、計算上の計算でも、五十五ha不足であるとの計算もあるし、入牧にも草がないという事は牧野が老朽化し、殆どが牧野とする限界位まで行っていると思う。

傷んでいる所は、平地でなく山坂のひどい所だと思ふ。

計算上では、入牧は可能となっておりますが、理由が不十分でない面は事実である。

やはり、地域の住民は、牧野の造成を希望しており、請願の出ている箇所は、殆どが民地である。

将来は、どうしても、ある程度の面積の確保は必要でないかと考えますし、町有林も殆ど限界に近い位の傾斜の所まで草地化されている現状で、これから、なかなか平地がないのではないかと考えます。やはり、試験的にも今後更新可能な良い牧野の出来る様な箇所はこの際、ある程度、予定地として

求める必要があるのではないかと考えますが、この点について伺いたい。

○町長

定久議員のおっしゃる様な理由で、放牧牛が少なかったのかどうか、もっと確かめる必要がある。今、請願出て来て来ている所は、町で土地所有者と話し合いを致しておりますので、もう少し検討審議していかねばならないと思います。

どうも、春の草成の一番良い時に、放牧牛が対応されないというのが現状で、今年の様に早天続きで草が赤くなる意味は判りますけれども、それ以外の状況が現われて来ているようです。

今後の増加予定にも、問題が含んでいると思われましますし、現在の酪農事情もさることながら、今の十カ年の酪近計画で、一万二千頭になりますと、年間の粗飼料が大体十八%位不足になる。

ですから、夏、牧野に放して、冬、食べる物を他所から買わなければならない現象が、現われて来る危険性が、酪近計画の中にあり将来の問題として考えていかなければならない。

夏分は、なるべく酪農家の粗飼料を使わないで、牧野に放してもらう事が大きな手助けになるので

はないか。

放牧する見通しの無いのに、牧野だけ造成する事は、行政上おかしいのではないだろうかと思える。放牧の希望にそう様な、余り急ピッチでなく牧野造成を、町として、これからも考えてまいりたい。どうか、皆様方の方で、牧野が本当に効率的に使用出来る様な御配慮を、是非お願い申し上げます。

福祉

保育所の運営と改築について

○斎藤議員

町に於いては、季節保育所に対しても相当の町費持出しをしなが

ら、進めておられますことは、喜びに堪えません。しかし、季節保育所といつても五才児を持つ親にしてみると、幼稚園に準ずる指導を期待されておられます。

また、保母さん達も期待に添えるように、一生懸命努力され、夫

々父母から喜ばれておられます。季節保育所は、十二月で閉所されるので、子供を持つ親同志で通園に苦勞があつても、子供同志の成長過程を考える時、常設保育所とは云わなくても、通年保育を望む気持ちが強くなつて来ておりますから、早急に取り組んでいただきたいと思います。

また、浜佐呂間保育所は、ここ二年程定員を超過しておりますし、明年も同様を超えるのでないかと思われまので、定数条例の改正が出来ないものかどうか、お伺いします。

若佐保育所につきましては、相当年数の経た旧若佐公民館で開設され、建物自体も傷んで改築の時期に來ているのではないかと。

例年を通じ五十名前後の入所児が続いており、榮保育所児の父母とも話し合いの中で、理解と協力が得られるのなら、両地域の納得のいく場所に常設保育所の建設を考えてみてはどうかと思います。

なお、保母につきましても、有資格者による運営がなされて来ておりますが、明年度、更に充実した確保が期待出来るかどうか、お伺いしたい。

○町長
ある程度の入所園児が通年保育に相応した確保がされることにな



りますと、将来の問題として考えて行かなければならないと思います。

通年保育の場合の保育料の問題については、地域の父母が、どの様に理解されておるのか。現在の季節保育所は、平均で千八百円程度で済んでおります。

通年保育になると、六千五百円位掛かるのですから、これに対応する父母の意志を充分確認しなければ、早急に事はまいりません。

また、佐呂間の場合でも、四才児が幼稚園に行きたいという傾向が出ております。それは、幼稚園は保育所と違つ

て予備的な教育をする場といながら、保育時間が短い等の問題がありますし、やはり問題は保育料の差にもあるのではないだろうか。今後の対策として、地域の方々とも充分協議をして進める必要があります、また、若佐にしても、榮との合併をしませんと人員の関係もあつて通年保育の体系にはならないわけですから、その点充分に将来に向かつての検討をしてまいりたい。

○民生課長

有資格保母の確保につきましては、本町からも勉強中の者で、明春卒業予定で本町に就職希望との事を聞いてございますので、現在の無資格者については、もし、その様な事になれば、有資格者の見通しはついております。

生活困窮者に対する 灯油の助成について

○鈴木議員

現在の灯油価格は、丁度昨年の倍に当り六十六円となつております。

冬期間、家庭用燃料として消費される購入金額は、凡そ十二万円かかります。

これでは、母子、老人家庭は大

変なので、このたび、福祉灯油見舞金として、百万円の予算を見られたことは、財政の厳しい折ではあります、もう少し増やして上げたいように思うが、どうか。

○町長

ご趣旨は、良くわかります。而し、母子家庭でも、恵まれておられる方もいるので、いわゆるボーダーライン層の立場にある家庭として、その中に老人、母子家庭が入るかどうかは別として、民生委員とも協議して助成をしたい。

内容を申し上げますと、本町の戸当り年間平均使用量二千ℓ、その半分に對して、ℓ当り十二円五十銭助成することにして、一万二千五百円、この八十戸分の予算措置をしたのです。

もう少し増やして上げなさいとのことですが、あまり上げますと限界線上にある方々のこともありますから、どなたが見ても適当であるとされる者を協議いただいて公平を期してまいりたい。

また、道でも福祉灯油貸付の問題が出ております。どの様な方式になるかは別として、町単費の計画で助成を進めたいと考えておりますので了解いただきたい。

生活環境

千葉団地の汚水処理 について

○鈴木議員

度々、千葉団地の問題については、討議されたところであります。

道路、また、汚水処理は、住宅が建てられた状態によつて、整備がなされることが往々にしてあるわけで、道路よりも排水が先決で現在では各所に汚れ水の溜り場となつてゐる状態でありますから、環境的にも宜しくないもので、早急に整備をする必要があると思われるがどうか。

三十号の排水についても、以前から絶対に整備しておく必要があると申し上げておりましたけれども、手を付けてないから、災害のあるたびに水路が溢れ、橋が流れている事実は、手落ちではなかったのか。

来年度において、水路改修を行うべきと思うがどうか。

○工営課長

先の議会でも、いろいろと討議されたところでありまして、この団地は、道路、排水の整備は、団地内住宅が完了しなければ、進めることが出来ないと思いますので、前もって町工営課と協議されるよう望みます。

○産業課長

三十号排水については、道営畑総事業計画実施で、順番については、遅くなっておりますので、畑総期成会役員会で事情説明の上、内部的に明年設計をして、明後年実施に踏み切れないかどうか、お願いを申し上げておりますが、まだ返事が来ておりません。

宜しいとの話し合いになりますと、道とも協議をして、早めに進よう折衝したいと思っております。

○鈴木議員

明後年、実施されたとのことですが、これは、災害が起こらなければ良いのですけれど、畑が欠けたり橋が流されたりしないうちに、排水の流れを良くしてあげるのが本当でないですか。

予算がないから出来ないといわずに、以前の対策を考えてやるべきと思う。

現場を調査して整備してあげるべきと思いますが、どうですか。

○工営課長

只今のところに流れているのは、垂水の沢川と西富水利組合灌漑用水が一緒になって入っている。

このたびの災害水量は、垂水の沢川が多い為に、被害前にも灌漑用水路を掘ったところでありますが浸漑致しまして、最終的には、サロマベツ川河床を下げないと、いづれにしても宜しくないので土木現業所とも協議はしておりますが土現としては、三線川等の一連工事が終わってからでないと、取りかれないとのことであり、五十六年度以降になる見解です。

暫定的に排水整備をしても、一時は良くなっても、サロマベツ川の増水の折は停滞することになりますので、事後検討してまいりたい。

若佐児童公園の

施設整備について

○山口議員

雑草が生い茂っており、設備らしい設備も現在なく、市街の方々が一年に一回だけ草刈りを奉仕するという実態で、放置されたままになっている公園の状態でございますので、これを利用して、子供達に交通指導を行える様な事で、雑草を刈り払い、交通公園の様な

施設にする事によって、幾らかでも利用価値が出来るのではないかと思いますので、考え方についてお尋ねしたい。

○町長

この問題については、充分検討致しまして、出来るだけ早く主旨にそえるような処置を取りたいと考えております。

公住解体跡地の活用

について

○山口議員

公住が新しく出来上がり、十戸程解体されると聞いておりますが、是非、公住跡地の活用という事で、旧公民館の古い建物を利用して、若佐保育所を移設して、交通公園と併設され、利用されますと非常に子供達の環境にも最適であり、保育上宜しいのではないかと考えられますので、この点についてお尋ねしたい。

○町長

現在の施設を、そう長く使うことは思っておりません。

若佐保育所の建物を、出来るだけ早く計画を立てて、新築する事が宜しいのではないかと考えております。

若佐地域の園児が、どの様な趨勢を辿るであろうかという将来の見通しを立てて、地域の皆様方と父兄負担の問題を含めて、常設にするか季節にするかの話し合いを早く進めて、保育所の新設の意見を考える事が宜しいのではないかと考えております。

明年から、関係者と充分話し合いをして見ようと考えております。

また、常設になりますと、現在佐呂間保育所で見ると、国の処置費を除いて、一園児六千五百円の負担となっております。

ですから、人数が少なくなつて来ると、今後は、また、保育料も嵩張つて来る事も考えられますので、栄保育所との合併の問題にならないと、常設にはなつて来ないのではないかと気が致します合併問題も含めて、若佐保育所の問題を取り進める事にしたいと考えております。

公園グラウンドの

拡張整備について

○山口議員

国道の改修工事に伴いまして、駐在所の移転が、少し若佐市街寄りの方によせて完成の様ですけれども、是非、グラウンドを拡げていただいて、側溝を掘る処置が取

れないものかどうか。

○町長

この問題については、充分検討致しまして、出来るだけ早く主旨にそえる様な処置を取りたいと考えておりますので、了解をいただきたい。

教育

学校牛乳給食に

ついて

○室井議員

春以来多くの要望がありました学校給食については、当然に牛乳に対する子供の時からのなじみという問題を含めて、実施されるべく町教委で取り組んだところでありますが、これまでの進められた経緯と今後どのような方針をもっておられるか伺いたい。

○教育長

春以来構想を固めまして、去る校長会にも牛乳給食を実施することについて検討してほしいという

指示をしました。

受入れ体制については、各学校毎に協議をしてまいりたい。

その問題解決のために、十二名をもつての協議委員会を構成し検討した結果、実施の方向に進んでまいりまして、学校毎に校下父兄に対する牛乳給食に対する意向調査を実施したのであります。

その集約結果、賛成八十二%、

その他意見がよせられたのが十八%、大勢が牛乳給食を開始すべきであることから、委員会でもこれを踏まえて実施にもって行くべきであると相成りました。

業者と折衝したところ、内諸業者は通称よつ葉牛乳の農業協同組合乳業と契約をすべく取り運びをしております。

三学期中と新年度の四月から二百日の実施計画を樹て関係庁に書類の申請中であります。

而し、当初考えていました牛乳給食であれば、施設整備が不要と考えておりまして、あくまで父兄負担分のみで収める考えでございましたところ、配送経費について若干町支出が伴うのでなからうかと思われるので、その必要性の折は予算補正のお願いをすることにならうかと考えられます。



青少年センターの

建設について

○斉藤議員

青少年の非行化の年令が年毎に低年令化して来ております。

将来性豊かな青少年に健全な町民となつてもらう為の方針を示して、青少年自身が自ら学習し奉仕の念を提起させる為にも、自由の活動の場として出入りの出来る施設の建設が、急がれても良いのではないかと思います。どのように考えておられますか、伺います。

○町長

ご意見は、充分に理解出来ませんが、急いで近い時期に建設をすることには、なかなか面倒ではないだろうか。

むしろ、現在の町民センターの活用を考えて、青少年にも利用する様なことを考えることが、まず先決ではないだろうかと考えております。

○斉藤議員

町民センターを、もう少し効率的な使い方というところでありますが、云いますと、児童館的な感覚で質問したところであります。

佐呂間市街にも相当の共稼ぎ家庭が増えており、児童少年の非行防止は、鍵つ子対策にあるのではないかと。

放課後、児童館に集まって読書、スポーツなどを楽しむ者もあると思います。

現在の町民センターは、子供の遊び場には使用出来ない現実にありますから、早めに建設されるべきであると思うが、どうか。

○町長

町民センターには、青少年が使用出来る部屋もありますから、鍵つ子対策として対象者がおられるのでしたら、運営管理の面で対応出来るのではないかと考えております。

す。

独自の建設については、もう少し検討を要するように思っております。

開拓資料館見学状況

と収納庫新設

○斉藤議員

先人を偲び古き時代を知る為の、貴重な品物や生活器具等の展示物が、篤志寄贈者の好意により開拓資料館の建物を見たとこであり、地域の方々による協力を得て、町民センターと資料館に展示をされておりますが、現在まで、どのような方々が、どの程度見学に見えていますか。

また、資料館に展示をされなかった物については、旧若佐公民館に保管されておりますけれども、建物の損傷がひどいので、地域の方々の理解を得る事が出来るとするなら、現在の資料館近くにも貴重品収納庫を建てて、各家庭にも再度呼び掛け、歴史ある物品の収納に努めることが必要ではなからうかと思ひます。

○町長

現在の資料館は、まだ展示出来る余裕がある様に見ておりますし、展示には、かなり選別をして、

同じ様なものを何点も収納のない様に考え、将来の勉強の場として資料価値の高いものを効率的に配置したなら、まだ展示余地があるのではないかと考えております。

○教育長

入場者数については、五十二年六月開館以来、五十三年末まで、六百六十人、本年中は、百二十人程度、見学者は、小中高生が多く大人は興味を示してくれない状況です。

収納庫については、お説の通り旧若佐公民館に、二百件以上収納されております。

そのまゝ、資料館の方に持つて来ることは、無理のようです。

館内の展示物の展示方法等も考えて、長期間、同じ形で展示することなく交換し、新しく発掘されたものは、陳列するなりして、興味を引く様にするなりして、参観人の増加を図るよう努めたい。

また、収納庫につきましても、後程協議の上、検討してみたいとこのように存じております。

幼稚園の補助教諭に

ついて

○斉藤議員

四十八年、町幼稚園教育を開始當時は、管内的にも先鞭的な立場にあつたように思つております。

現在、四、五才児三学級、三名の教諭により教育が行われておりますけれども、只でさえ腕白な小さな子供達の集団教育には、肉體、精神的にも大変な神経を使われております。

先生方が事情で休んだ折は、園長が学習に當つておりますが、園長にも、それなりの事務整理があり大変苦労されている様ですから、このことから、補助教諭の必要性を感じますが、五十五年予算編成に當つて、どのように考えておられるか伺います。

○教育長

幼稚園の設立基準通りの定数を満たしております。

ご指摘の先生が欠勤の場合は、園長が代行することは承知の通りでありまして、その他教諭また事務職の配置は、どうかということですが、現在のところ、明年度には増員を考えておりません。

只今、委託業務で用務員のな仕事に配置をしておりますが、授業に携わることには、まいりませんので、長期間に亘り先生が休む時には、代替の先生を、願ひする町内にも有資格者がおられるの

で、その時は、代替は出来ます。

ただ、一、二日という時は、現在までやつておりません。

以上の様な方法で、今後を進めてまいりますが、通常ですと園長代行という形で明年度においても措置をしたいと考えております。

○斉藤議員

幼稚園の教諭については、実情に合っているのか、来年については、補助教諭を考えていないのかことですが、固く考えないで、先生が休暇の時等事務的な処理等も多忙の様ですから、園長先生代替でやるということに、代替補助教諭の賃金予算措置をして、有資格の先生が町内にもおられるのですから、雇つていただく様に考えてはどうか。

予算的に措置することが出来るのかどうか、この点について伺いたい。

○教育長

学級を担任する先生が、常時変わるということは、好ましくないと子供に与える影響を考えますと、幼稚園内に日頃顔を合わせている先生が教えるべきであらうと考えています。

では、全く代替の必要がないかと云いますと、現在までも必要に応じて補助教諭を使ったこともあ

ります。

その必要があれば、賃金を予算措置することに致したい。

学校給食の見通しについて

ついて

○鈴木議員

本年度実施される予定になっております給食関係で、まだ実施されていない様ですが、何時から開始されるのか。

現在の進め方と来年度に向かつて、どのような見通しを考えておられるか伺いたい。

○教育長

本年は、実験校として幌岩校を指定しておりますが、この準備段階として予算措置をしております。これについては、協議会で検討を重ねて来ておりまして、中間から出て来ました牛乳給食は、先程室井議員に説明の通りであります。

明年の計画については、幌岩校で実験給食を開始したいと考えて準備を進めておりますけれども、財源確保の見直しが遅れることが予想され、二学期も相当経過した後でないと施設整備がなされ、給食開始が出来ないのでないかと思ひます。

よつて、実験データーによる資

料検討結果、明後年、全町の将来構想も制約されることが予想されますから、一部業者とも相談し、委託方式で取り敢えず、三学期からでもと思ひましたが、困難の様でありますので、新年度から委託方式によつて幌岩校の実験をしてみたいと思つております。

業者に将来とも引き受けてもらえるかどうか。更には、委託方式と自校方式による給食の差についてのデーターが、得られると思ひれますから、将来、全町的に及ぼすこととなりますので、議会の意見を充分賜りながら、進めてまいりたいと思つております。

○鈴木議員

今後、検討されなければならぬ点がある様ですが、委託方式より自校方式でやることを望みます。何故なら、一人で二百人程度の賄いが出来るのですから、幌岩校をテストとして整理、片付けてしまふ努力が必要でないか。

○教育長

本年度、幌岩校の給食については、状況をみようとのこと、前回議會で了解を願つております。

それから、委託方式が駄目とか、一人で二百人分の調理が出来ること等については、理解が出来ないところでありまして、町内二百

人以上校は、二校、それ以外は、小規模校であります。

しかし、自校方式を進めるとしても、各校に一人の調理人は配置しなくてはならない。

町全体の財政との対応を考えながら、また、生徒の好む様な調理をするにも関連があり、どの方式を選択すべきかは、資料が揃つてからご検討頂きまして対処したいと考えております。



榑木小学校の統合

について

○千葉議員

二年間に亘り、町内学校の整備をしてまいったところでありますから、完了した後は、栃木校のみが残りました。

今まで栃木小学校については、若佐小学校と統合するという考え方は、なされておりましたけれどもやはり統合するにしても、どのように部洛との対話に入ろうと考えているのか。

部洛民と父兄との考え方を、どの様に受け止め、掌握されて、今後どのように対処していこうとしているのか。

統合計画は持つており、これが実現するにしても、統合になるまでの間、非常に老朽化しており、危険状態の箇所もある訳で、補修等が必要だと思いますが、基本的な考え方を、お伺いします。

○町長

学校の統合問題については、教育委員会が主体になり、部洛と懇談しております。

現在、若干生徒が多くなりましてけれども、幼児の状況を見ますと、もう六、七人になってしまふ様な現況ですから、やはり、父兄が深い理解を持つて、子供の将来の事を、教育上から考えますと、早く統合した方が宜しいのではないかと基本的には考えております。

これからの極めて大事な学校教育が、六人や七人で満足な教育が出来るとは思われませんので、早く、父兄なり部洛全体の理解を得る様な事に努めて、統合の姿勢に入ろうと考えておりまして、町としては、今、栃木小学校を改修する事は考えておりません。

○教育長

基本的には、町長の答弁の通りでございます。

教育委員会自体では、過去二回部洛で懇談会を開いておりますが、なかなか、父兄のご理解を頂けなかった。年明け早々にでも、再度、御理解を得る様な方向で話を進めたいと考えております。

見通しとしては、五十七年、入学児童が零ですから、五十六年度末で統合の方向に進めるべきであろうと考えております。

部分的な校舎、教員住宅の補修につきましましては、五十五年度も計画をしており、児童生徒の勉学に支障のない、また、先生方の生活環境を悪化しない形での維持補修を図つてまいりたい。

これは、学校の存続する限り、この様な方法を考えておりまして、根本的な大改築という事は、今のところ考えておりません。

○千葉議員

部洛としても、今まで長年あつた学校を閉鎖する事には、一抹の寂しさがあり、反対している面もあります。

やはり、実際に父兄から見れば自分達の子供の教育が大事ですから、子供達の教育に障害があつても、何でも勘でも反対している事ではない。

今年、五名入学しましたから、この人達が卒業する時、入学零の年になり、大幅に生徒数が減るという事で、大体六十年位までは、存続して欲しいというのが現在の意見です。

その後、統廃合をするにしても一年や一年半の準備が必要だと思ふ。

これまで、二回程の話し合いは、全く話し合いにならなかつた訳で、以前の様な話し合いでなく、行政懇談会という形で、教育委員会の方は勿論、町長にも、お出でを願つて、いろいろな町政全般の話から幅広く懇談を持つて頂いて、その中で、学校統合の話が殆どになつても、話し合いの中で、お互いに意志の疎通が図られれば、理解されるのではないかと。

部洛の要望もあることであるしこの様な方法で進めて行つたらどうかと考えます。

今後の計画で、三年間の相違が

ありますから、その辺を充分認識されて進めるように願いたい。

差し当たり、窓をサッシにするとか、一部雨漏りもある様ですから、明年度にでも補修を考えてやつて欲しいと思います。

○教育長

五十六年末と六十年という年度の考え方については、相違がありますが、将来的に統合しなければならぬという基本的な考え方は、一致したように考えます。

行政懇談会については、町長とも協議を致し、決めたいと思ひますが、その席上で、話し合いをして、煮詰めて見たいと考えております。

補修箇所については、窓のサッシの入れ替えは、考えておりません。音楽室の雨漏りについては、葺き替えを致し、雨漏りを防止すると共に、建物の保存を図つていきたいと考えており、明年度、予算要求をするよう事務的な進め方を致しております。

道路・河川

町道整備について

○室井議員

国の景気浮揚対策と、道営細総事業及び団体営土地改良事業等で、急速に整備がされつつありますけれども、まだ主要的町道の中でも遅れている若里浜の湖岸道路については、防塵処理工事が行なわれたままであり、最近極めて交通量が増えてきており、自治会からも測溝の整備について要請がなされておりますので、早い機会に改良舗装の必要が有るように見受けられるか、計画はどのようなになつ



ているか。

またトカロチ道路については、
畑総事業で施行されると伺っているが、この計画はどのように
しているか伺いたい。

○町長

若里湖岸道路等については、現
地の状況をみながら対応してま
いりたい。

トカロチ道路については、道
畑総の中で計画をもっておりま
して、その順位については期成会
で決定しておるようですから、
産業課長から詳しく説明をさせ

○産業課長

北富地区道営畑総で計画され、
そのうち道路につきましては十
一
本残存しておりまして、期成会
決定順位では2番目に着工され
ることになっております。

小河川の整備に ついて

○室井議員

畑総、団体営事業地域の小河
川は、次々とブロック張りに整
備されてきており、災害の起こ
らないように半永久的な工事が
成されておる。

特に仁倉、知来には小川が多

水害のある度に多量の土砂が流
出し、畑地よりも河床が高くな
っているようなところが数多く
見受けられます。

また、このまま推移したなら、
整備した明渠排水に大量土砂の
堆積がなされ、機械作業にも問
題があり、今後に極めて大きな
障害を残す心配があります。

整備排水の上流についての小
河川整備にも、いろいろと制度
的に指定制限があり、財源にも
容易でないため手が届かないの
が実態であり、これが基盤整備
等に対する起債などの財源援助
、制度の確立に当って上部行政
に町単独事業に對しての要請と
、計画的な整備対策を進めてい
くべきと思うがどうか。

○町長

ご指摘のような条件箇所は沢
山ありまして、努めて災害復旧
事業の対象になるように検討し
、小さなものでも、町費支弁を
なしに完全な工事を進める方針
で行なっております。

今後とも準備調査をして対応
するように災害復旧工事で採択
にならない場合には、団体営土
地改良事業の明渠排水工事制度
がありますから、このような取
り上げ方も考えております。

○室井議員

財源的な問題で極めて困難な
事情にあるので、災害復旧工事
又団体営事業の指定を受けるこ
と当然ですけれども、整備をさ
れた明渠排水に土砂が流出し堆
積された除去の問題であります。

これは、そのような対応は出
来ないのではないか。

現在、機械により土砂の捨土
を行なっておりますが、永久的な
ものになりませんから努めて、
このような工事の町単独費用に
対する財源的な起債などの借置
がとられるような制度がないも
のかどうかなければ今後要望し
て借置をしてもらわないと、益
々財政困窮をきたすことになる
のではないか。

○産業課長

現在実施中の本流明渠排水工
事については、その支流の措置
は担当支庁とも補完的に着工出
来ないかどうか検討していただ
いております。

町費小河川の災害等の起債は
充当されますが、査定段階にお
いては多少問題は残りますし、
道営、団体事業とも採択制限が
ありますけれども、出来得る限
り工事中の箇所については対象
事業になるような姿勢で進めて
おります。



佐呂間別川床下げに ついて

○室井議員

近年水害の度毎に永代町の一部
で床上下浸水の状態になり、低
い箇所では子供の遊場になって
いることは、市街地として甚だ
衛生極まりないことであります。

その原因は、佐呂間別川の永
代橋上下の床が近年次第に高
くなってきており、堤防に入っ
ていない、上流樋門が細いよう
にも見受けられるが、この点に
ついてどのように考え理解されて
いるのか

技術的な問題として樋門と床
下の解決に当って、現業所に
対し要請はなされていると思
いますが、どのように進められ
ているか伺いたい。

○町長

四十六年当時の工事で、かなり
現業所も苦勞し、現地に対応
するため思いきった措置をさ
れた経緯がございます。

これ以降、問題はなかったと
ころですが、二十号台風の折
には相当の浸水があった。

これは、ご指摘のように、佐
呂間別川の河床が高くなった
原因でございまして、堤防外
の排水また樋門の断面の大小
という問題でないようであり
ます。

現業所とも打合せをしまして
小河川の堆積砂利を町が取
って百%利用させてもらう
条件で、床下をすることにな
っておりますので、了解願
います。

町道草刈りに ついて

○斎藤議員

現在、自治会を通じて、夫々
農事組合の協力を得て、草
刈りの実施されている各地域
とも、年一回の草刈りで終
つていないのでないか

と思います。

年々、農作業用機械も大型化が進み、全体的交通量を見ても、厳しい状態になって来ております時に、見通しの悪い場所の危険性を道路管理上からも避ける為、グレーダー等の機械に取り付けの出来る草刈機の購入により、能率良く数多く実施されるべき時ではなからうかと思うが、どうか。

○町長

自治会長会議で相談をしている経緯がありまして、中には自治会の資金づくりにしていることもございまして、昨年、いろいろと議論された問題で、もう少し現行の施策を続けて行くことに結論が出ております。

もし、ご指摘の様に、交通安全上問題の箇所については、それなりに対応していきたいと考えております。

瑞穂までの道路

改修について

○千葉議員

栃木二十五線から瑞穂峠までの道路は、非常に悪く、交通量は少ない訳ですけども、一般の方は使用出来ると思っておりますから、町道として交通安全の面からも

改良する必要があるのではないかと思います。

自治会からも、毎年、要望が出されていると思いますが、今まであまり手を加えられていない現状です。

営林署は、国有林の伐採を過去三年間行い、今後、五十五年度から、更に三年間行う計画があるそうです。

以前、伐採計画を始めた時点で話が合った併用林道についても、話を再開する考えはないかどうかまた、併用林道が無理だとすれば、道路がある限り、交通量が少ないといつても、閉鎖する訳にはいかないと思いますので、改修について、瑞穂の関係もありますから、どのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

○町長

併用林道については、毎年、町、営林署と林政懇談会を開催し協議しているところであります。

林野庁会計も財政赤字なものですから、一般的に併用林道も努めて利用の少ない林道については、廃止をする方針で進んでおるようであります。

栃木の町道については、併用林道になっておらず、町道としても交通便が殆どない状況なので、何時まで町道として残すかどうか、

早く処理をしなければならないと考えております。

今後、伐採計画の変更により、何年後かに伐採をするという様なところには、当然林道が必要になりますので、ともあれ、この問題については、営林支局長とも話し合いを進めて見たいと思いますけれども、あまり大きな期待は、持てないと考えております。

○千葉議員

この町道については、今後の交通量が少なければ、町道も廃止され、後は全く放置しておくことになると思いますが、やはり自然に通れなくなるので、道路が駄目になって来る。

瑞穂側は、併用林道で、立派になっており、入って来るので問題が起こるのではないかと。その措置として、道路を閉鎖するとか標式を立てて、入って来る人に知らせなければならぬこともあって、町道を簡単に廃止する場合、どのような方法で行い、その後の処置がどの様になるのか、お尋ねします。

○町長

交通量の全く少ない、然も長距離の町道を、そのまま残しておいて、もし、交通事故の問題等道路管理の面で、責任を取られる様な事になったら大変だと思いますの

で、この様な町道については、全町的に見直しをしなければならない時期が、必ず来ると考えております。

町道として利用度の高い所は、立派に管理をし、利用度の殆どない所は、町道を廃止してしまう方針が、町としては大事であろうと思います。

栃木道路については、道営細線事業で利用される区間は立派に仕上げをしたいということで進めており、それ以降、瑞穂峠の境界までは、人も住んでいない山林道で、然も延長はかなりある様ですからもう少し時間を掛けて、町道の見直しをしなければならないと考えております。

一般行政

学校事務補及び

委託用務員等の待遇

○室井議員

非常に多くの方々が学校等の関係に臨時事務又は委託用務員として、町職員と変ったかたちの中で勤務しておりますけれども、身分の保障なり給与関係でどのような待遇がなされているか、特に法的に臨時職等の勤務時間についての規定もあろうかと思ひます。

更にはPTA委託方式を続けてきておりますけれども今後問題があるのではないかとと思うが、将来もこのかたちで続けるのかどうかお尋ねいたします。

○助役

業務委託の内容は一般職員と同様の基本給を基礎として、その基本給の年額と期末、寒冷地手当を加えた額の七十五%を十二ヶ月で割って支給をしております。

その支給額の七十五%の根拠は



一般職員の勤務時間は夏期が四十二時間十五分、冬期が四十時間三十分で三十一時間は七十五%になるからであります。

勤務時間は週三十一時間で、その割り振りは各学校毎に任せであります。又社会保険に加入しており健康保険や厚生年金の適用も受けています。

P T A委託用務員については新年度から業務委託と致すように協議をしております。

生活合理化実践要綱の運用について

○堀議員

本町の生活合理化要綱は、社会福祉協議会、教育委員会及び町内自治会が中心となって、社会の不合理を解決し、お互に理解と協力のもとによりよい新生活運動を樹立すべく謳われているものと理解しております。

その中で特に、冠婚葬祭の簡素化は、大きな社会的意義があらうかと考えられます。

結婚祝賀会々費の件で伺いたい。先般、町職員同志の結婚祝賀会で、町長媒酌人、発起人一同は町職員で構成されていたにも拘らず、会費は、二千三百円で、前後して行なわれた農業後継者結婚祝賀

会は、二千円で定められた会費を守っております。

折角町民が遵守すべく定められている要綱を、町職員が率先して実行すべきものを、何の抵抗もなしに無視していることについて、どのように考え、日頃職員に対する趣旨の徹底を図っているのか。

また、旧公民館での祝賀会是要綱に準ずると会場使用料の一切が免除されましたが、町民センターは要綱の実行有無に関係なく、夏冬料金が徴収されます。

もしも、これらが以前のように無料となるなら、要綱の範囲の中での実行は可能と考えられます。

より一層の生活合理化を推奨する意味からも、無料化を踏み切るべきと思うが、この点についてもお伺いしたい。

○町長

一旦決めた要綱でありますから、出来得る限りその金額に添うことが望ましいと思います。

而し、これは一応の基準として運用するというようなことであらうかと思ひます。

お互いに決めた会費で行なうことが理想的かもしれませんが、役場職員も努めて守っていくことにならないといけないと思ひますので、周知徹底を図るよう努めたいと思ひます。

細かい内容使用料については教育長から説明させます。

○教育長

旧公民館当時は、料金基準は千八百円で、参加者が百八十名以下の場合には減免をすることになっていました。

今の町民センター、若佐公民館についても、このような規定はありません。

参加制限をする規定をつくるとするならば、その基準がむずかしく、最近のように参加者が非常に多くなつてきますと、制限が困難のような気がいたします。

現在の使用料は議会で決定をいただいた通りの使用料金を徴収いたしております。

○堀議員

一般町民も皆なこれを守らうという最中にこのようなことでは、不信をまねくことになる。

もし、料金が合わないのであれば、要綱を変えるなりして実情に合うように検討していただきたいと思ひます。

使用料については条例で決まっておりますけれども、これは実践要綱があるということは、こういうことをして合理化しようという呼びかけで、これを守ることによって、使用料を無料にしたいとい

う恩恵があるわけですから、この点も含めて検討していただきたいと思ひます。

委託扱いの臨時職員の処遇について

○堀議員

①現在、町職員の補助的役割として、六ヶ月以上勤続し、月額支給されている業務委託者は十六名おられます。

その学校関係業務委託者の給与については、先程の答弁にもありましたように、正規職員に対する年額給与、手当全部を含めたものに對する七十五%であるとのことですが、先日入手した資料によると計算上そのようになっていないように思われますが、計算違いかも知れないので、算定基準についてお知らせ願ひたい。

②業務委託の人達に対し、年末一時金的なものは支給されているのか。

もしされているのなら、月額の何割を支給となっているのか。

③勤務時間的な面から考えて、社会保険加入基準に合わない事務内容もあろうかと思ひますが、幼稚園、公民館、町民センター等の委託者については、ほぼ加入可能と考えられるかどうか。

④社会保険に加入されながら、長期に亘って、病欠した場合は、委託契約期間内の給与はどうなるのか。

また、社会保険では、その疾病が完治するまで、その保険は有効か。

⑤学校業務委託者については、その仕事の内容からみて、正規職員と殆んど変わったところがないと考えられます。

最近の教育は、科学の進歩に伴い、近代資料の使用により、事務補の仕事の内容も著しく増加し、印刷と経理全般、お茶くみと、学校の差はあるかと思いますが、週三十一時間以内での処理が出来ない学校も増えている。

今後、円滑な学校経営がなされるためにも、将来正規職員にすべきである学校があるように見受けられますので、その見通しと考え方について伺ひたい。

⑥正規職員に考えるには、非常にきびしいとのことですが、他町村学校の状況を調べてみても、かなり正規職員によって事務がなされております。

現在、週三十一時間では無理だということも、校長先生の配慮により措置するとのことですが、これは全部の学校には対象にならないと思ひますが、大きな学校での業務内容も変わらな

あり、職員との勤務時間に相違はありますが、近い将来には考えなくてはならない学校も増えて来ると思われまます。

もう少し前向きでの考え方を伺います。

⑦浜佐呂間出張所の女子職員が退職後、委託者扱いになっているが、将来的にも現状通りで行くのかどうか。

○総務課長

①業務委託者については、一年に一回昇給を行なっており、その等級号俸に基づく改訂月額を根拠として、職員の一年間の給与額、手当を含めて計算し、これに対する四分の三以下の勤務時間ですから七十五%の額を十二月に等分して決定し支払われております。

今年改訂の月額業務委託料については、補正予算が決定されますと、月額委託契約を改訂し、四月に遡って支給となります。

新たに業務委託をする場合は、本町初任給の規定を適用して計算しておりますし、前歴換算も配慮しております。

②只今も申し上げましたように、計算の中で、手当を含めて計算されて支給しておりますが、十二月には「もち代」として支給しております。

もつと基準を設けてやるべきで

ないかとのことです。これは、断続的、時間的勤務でありますから、一定の額を支給することとしております。

③一定時間稼働される者には、厚生年金、社会保険適用をしておりこれ以外については、社会保険に加入する場合には、一日の稼働時間に制約がありまして、加入できない場合もあるが、稼働時間に達する者については、制度を適用するように取り運んでまいりたいと考えております。

④月額給料については、業務委託料ですから、欠勤された場合は、支給されないのが原則であります。而し、学校の業務委託については、本来的に町職員と同様な措置を講ずることにて、年次休暇を認めて行きたい。

特別休暇については、理事者判断で配慮することとしてまいりたい。

⑤学校によつては、週三十一時間を超えての勤務処理の対応しなればならないとのことですけれども、その事情は、ご理解できます。而し、四十六年、制度化するときに充分この点を踏まえて、校長先生、PTAと協議した経緯があります。

今後、このような問題が起きる可能性はありますけれども、一般職を張付けすることに、きびしく

、難かしさがありますので、週三十一時間の範囲内での事務処理体制を考えている。

⑦将来のことについては、判りませんけれども、今のところ浜佐呂間出張所に特別の事務取扱いに変化のない限り、現状通りで進めたいと思っております。

○助役

⑥正規職員の問題ですが、業務内容等を充分調査いたしまして考えたいと思ひます。

不正防止と贈答品

について

○石村議員

政治資金規正法が制定されてから、新たに政治家の金集めが出来た様になったことは、今度のKD事件の様に有力な政治家に買わせ資金稼ぎをする。

この様に自分達で決めて、この様な馬鹿なことを抜けば道としてやっていることが暴露されている。

この地方でも、国会議員先生のパーティーが行われている様ですけれども、地方自治体までに押し付けたやり方は、起きて来ていないのかどうか。

不正腐敗の温床は、物や金の付け届けが、いろいろな形で行われ

ている。

一時的に、商社等で年末に団体をつくつて、そこから歳暮等の贈り届けをするということは、国民世論が賄賂政治について、相当批判されている時ですから、町長もやりづらい面があるのかと思ひます。長い間の日本のしきたりですから、どれまが歳暮が判断されずらいこともありすけれども、この点については、この機会に正すことが良いのではないかと。今後、どの様にやっていこうと考えているのか。

○町長

代議士諸先生方のパーティーの案内はあります。而し、これに全部出席をしているということではありせん。場合によつては、自費で出席しております。

我々の出席する問題というのは、只今取り沙汰されている様なものとは、根本的に性質が違ふ訳であります。本町の仕事を円滑にする為の基本姿勢で望み、お付き合いをさせて頂いております。

贈答品については、僅かな予算で決められております通りで、関係担当者も僅かなものではありすけれども、仕事の環境を容易にする為、お上げしている贈答品でありまして、これが、すぐに不正行為につながることは考えており

ませんし、全く性質が別なものとして判断しておりますので、了解をいただきます。

○石村議員

パーティーが悪いと云つたのではなく、パーティー券を論議されている様な政治家が沢山売つて資金集めをするということを、商社の場合は判りませんが、自治体までに話がなされて来ることは、なかったかどうか。

商社と行政とは、根本的に相違すると思つております。この様なことで、高級公務員に贈答品を届けることは、僅かな物でも、その必要はないのではないかと。子細な物から、だんだんと慢性化して、事件を誘発する恐れがないとは、云えないと思うが、どうか。

○町長

パーティー券を、何枚も売り捌きなさいという様なことはありせんので、承知して下さい。

贈答品も、高級官療との関係に不正がつかがるような贈答品はしてありません。

今年は、乳製品の消費拡大という意味から、バター、チーズの詰め合わせ程度の物を贈つて居る様ですから、内容から見ても決して心配のあるようなことには、ならないと考えております。

○石村議員

贈答については、その通りだと思えます。しかし、慣例がありますから、やりずらいだろうとは思いますが、ただ理論的にこのようなことは、必要がないのではないかと思うが、どうですか。

○町長

仕事は、対人間がやるので、同じ条件の場合には、こういう人間のなこのことによって、不正の有無は別として、担当者の意欲を果たすこともありませんが、団体なり住民からの要望を推し進める為にも、人間的な交際が必要であり物の収支は別としても、行政の上では肝心であると考えております段々と財政が逼迫してまいりますから、質的な物等も当然に検討し、充分注意しながら、最大の効果を挙げる方法にもって行きたいと思えます。

町長選挙について

○惣田議員

多くの町民が関心をもっております町長選挙は、明年九月任期となります。

本町の将来展望に立った見地から、お尋ねいたします。

町長後援会も数回、開催されて

いると伺っておりますので、町長の決意など、考え方に、て、明確にお聞かせ願ひ、

○町長

基本的な考え方については、特に八十年代を迎えようとしており、行政的にも大きな変革の時期になってきております。

私のような年寄りが、町長を行なうよりも、若くて、活力のある行政経験の深い方に変ってもらうことが、本町の将来のためにも必要であると、このような考え方をもっております。

しかし、後援会等からも度々要請をいただいております、もう少し時間を貸してもらいませんと、最終的な決断ということには、まいりませんので、この程度で了解をお願いしたいと思います。



全国町村議会議長会

創立三十周年記念特別表彰

船木長蔵議員



この度、町議会議員として、三十年以上の長きに亘り、議会活動を通じて議会の使命達成に努め、町村自治の振興発展に寄与された功績が称えられ、全国町村議会議長より表彰され、表彰状、記念品は、先の十二月定例議会の開会前に、伝達されました。

議会用語の知識

●議決

議会の意見の決定をいい、議決には、可決、否決、修正可決の三つの場合があります。

議決には、地方公共団体としての意思を表わす団体意思の決定の場合と、議会としての機関意思を表わす場合があります。

●表決

議員が議案について、賛否の意思を表明する行為で、表決の結果、議案について、議会の賛否を決定することを「議決」という。

●認定

公の権威をもって、ある事実又は法律関係の有否を確認することをいう。町議会では、決算の承認について、認定と呼んでいる。

町政日誌

1月	例月出納検査
10日	成人式
15日	民生委員協議会
16日	議会運営特別委員会
17日	第1回臨時町議会
18日	決算審査特別委員会
21日	上湧別町議会水道事業調査特別委員会視察来町
27日	佐呂間乳牛同志会総会
29日	第1回全町スキー教室 老人クラブ役員会

議会のうごきを
あなたの目と耳で!!

こんなときには

こんな国民年金

国民年金には、皆さんが長い人生の節々で、どんな事故に会っても年金を支給して、親切に手当てする仕組みが整っています。

年金の額は現在、月額で老齢年金が三万九、二二

五円(二五年納付

障害年金(一級

は四万九、七九

一円、同(二級)

と母子年金など(

別表を参照)は各

三万九、八三三円

寡婦年金は夫が受

ける老齢年金の半

額です。

これらの年金は、物価の上昇に合わせて増額されますので、将来目減りすることがありません。

次表のどれかに該当することになり、役場年金係に申請を



所得から控除される

国民年金の保険料

国民年金の保険料は、家族のために納めた分も含めて、「社会保険料控除」の扱いをうけ、前年の所得から全額差し引かれます。

このため、皆さんは、二月十六日から三月十五日までに行う所得税の確定申告のときに、昭和五十四年中に納めた国民年金の保険料控除を受ける手続きをしてください。

これは、特例納付の保険料についても同じです。

年金が受けられるとき		年金の種類	
六十五歳になったとき(本人に支給)		老齢年金	
病气やけがで、不具廃疾となったとき(本人に支給)		障害年金	
夫が死亡して、母子家庭となったとき(妻に支給)		母子年金	
父、祖父又は息子の死亡で、祖母が孫を、姉が弟妹を抱える状態になったとき(祖母又は姉に支給)		準母子年金	
父又は母の死亡で、孤児になったとき(子に支給)		遺児年金	
夫が老齢年金を受けないまま死亡したとき(妻に支給)		寡婦年金	

税のしるべ

所得税贈与税の申告始まる

申告始まる

昭和五十四年分の、所得税と贈与税の申告と納税が始まります。

この申告と納税の期間は、所得税は、二月十六日から三月十五日まで、贈与税は、二月一日から三月十五日までです。

所得や税額の計算の仕方、申告書の書き方などで、分からない

い点がありましたら、お気軽に税務署にご相談ください。

相談の時期としては、三月上旬が比較的すいていますので、申告はできるだけ早く済ませるようにしてください。

また、市(区)役所、町村役場、商工会議所、市町村の商工会でも無料で申告の相談に応じています。

なお、税務書類の作成などを他に依頼する場合には、「二七税理士」にご注意ください。

☐ ☐ ☐

交 差 点

▶昭和54年交通事故発生状況

発生件数	27	(27)
死者	1	(0)
負傷者	36	(38)

()内53年

▶交通事故死ゼロ300日目標

達成日	昭和55年4月26日
1月末現在	214日です。

▶昭和54年交通安全標語入選作

雪の道スピードおとせ命はひとつ	(仁倉小 平川 利臣)
冬の道せまいぶんだけ広い視野	(佐呂間中 吉野 賢治)
気をつけよう、夜道、雪道、細い道	(佐呂間中 小山 和裕)

お知らせ

●幼稚園児募集

昭和五十五年(学級増築予定)
佐呂間幼稚園の入園児を、次の要領により募集致しますので、入園希望の方は、お申し込み下さい
尚、幼稚園は、学校教育法に基づき設置されていますが、義務教育ではありませんので、御了知願います。

一、入園資格

満四才から、小学校就学の始期に達するまでの幼児で、次の間に生まれ、通園可能な幼児とする。

・四才児 昭和五十年四月二日から昭和五十二年四月一日まで

に生まれた者

・五才児 昭和四十九年四月二日から昭和五十年四月一日まで

に生まれた者

二、入園児募集人員

募集人員は、昭和五十五年四月一日を基準とした、満年齢区分により学級編成することとする。

ただし、募集人員が定員に満たない場合は、全員入園させることとし、定員を超えた場合は、選考のうえ入園を決定するものとする。

四才児 一学級 二十五名
五才児 二学級 五十五名

三、申込方法

町教育委員会に申し込み用紙がありますので、印鑑持参の上、お申し込み下さい。

四、申込期間

二月一日～二月二十五日

五、入園料及び保育料

入園料 二千元
保育料(月額) 三千元

(五二一三七〇八)へお問い合わせ下さい。(役場教育委員会)

●佐呂間保育所 入所児募集

昭和五十五年度常設佐呂間保育所の入所児童を次の要領により募集しますので入所希望の方は期日までにお届け下さい。

一、入所資格

①母親が勤めに出ているため、幼児の保育ができず、同居の方も、その幼児の保育をすることができない場合。

②母親が自宅で幼児と離れて家事以外の仕事をしているため幼児の保育ができず、同居の方もその幼児の保育をすることができない場合

(ただし父親がその仕事に従事しており、そのため使用人がいる場合は除きます)

③母親がいない家庭で、同居の方もその幼児を保育することができない場合。

きない場合。

④母親が止むを得ない理由(出産病等)のため幼児の保育ができず、同居の方もその幼児の保育ができない場合。

⑤家族が長期にわたり病氣などで母親が看病しているため、幼児の保育ができず、同居の方もその幼児の保育をすることができない場合。

⑥特別災害などの不幸があり、復旧されるまでの間、幼児を保育できない場合。

入所は、家族構成、母親の状態、家庭環境等により決定されます。また定員などの事情により希望者全員を入所させることができない場合は、保育を必要とする度合が高い児童より入所していただくこととなります。

なお、定員に満たないときは前記以外の幼児でも入所できますがその児童については「私的契約児童」として取扱ひ、保育料も別に徴収されます。

二、申込期間

二月一日～二月二十五日

三、入所募集人員

募集人員は次のとおりです。年令区分は昭和五十五年四月一日を基準とした満年齢です。

二才児 十五名
三才児 三十五名
四才児 三十名

五才児 二十名

四、申込場所及び添付書類

佐呂間保育所及び役場民生課社会係に申込用紙を用意してありますので諸事項記入の上申し込みをして下さい。

なお、給与所得者は、昭和五十二年分給与所得の源泉徴収票及び勤務先の就労証明書添付して下さい。

五、保育料

申込された世帯の所得課税額の状態により決定されますので申し込み後調査の上、後日決定通知の折、保護者宛通知いたします。

その他詳しいことは役場民生課社会係(五二一三三一一)へお問い合わせ下さい。(役場社会係)

●町立へき地保育所 入所児募集

昭和五十五年度町立へき地保育所の入所児童を次の要領により募集しますので入所希望の方は、申込期日までにお届け下さい。

一、入所要件

①母親の労働又は病氣その他の理由で日々保育に欠ける幼児。

②保育所への通所可能な幼児。

③集団生活ができ現在病氣のない幼児。

なお、定員を超えた場合は、保育を必要とする度合が高い児童より入所していただくこととなります。

二、申込期間

二月一日～二月二十五日

三、入所募集人員

募集人員は次のとおりです。

年令区分は昭和五十五年四月一日現在において、満三才以上で入学前の幼児です。

栄 保育所

六十名

若 佐保育所 六十名

浜佐呂間保育所 六十名

富武士保育所 五十名

若 里保育所 五十名

四、申込場所及び添付書類

役場民生課社会係、役場若佐支所、役場浜佐呂間出張所に申込用紙を用意してありますので、諸事項記入の上申し込みして下さい。

なお、給与所得者は昭和五十三年分給与所得の源泉徴収票の写しを添付して下さい。

五、保育料

申し込みされた世帯の所得課税額の状態により決定されますので申込後調査の上、後日決定通知の折保護者宛通知します。

その他詳しいことは役場民生課社会係(五二一三三一一)へお問い合わせ下さい。(役場社会係)

(次ページへつづく)

●無料調停相談所開設

遠軽地区調停協議会では、今年も次の日程で無料調停相談を行います。

日頃、法律的な問題で心配ごとやなやみごとのある方は、お気軽におこし下さい。

日時 二月二十日

午前十時～午後三時

場所 町民センター

遠軽地区調停協議会

副会長

地元調停員

宮前町 土田 正

若 佐 三島 末隆

(役場総務課)

●確定申告相談実施

北見税務署では、昭和五十四年分の所得税や贈与税の申告相談を次のとおり行ないますので、お気軽にご利用下さい。

日時 二月二十五日

午前十時から

午後三時半まで

特志寄付 (奨学資金として)

一金 三十万円也

佐呂間町字啓生 豊田良明氏

午後三時半まで
場所 産業会館
(北見税務署)

●自衛官募集

(二等陸・海・空士)

一、身分

特別職国家公務員

二、資格

心身共に健康な満十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する男子。

三、待遇

初任給 月額八万八千四百円

ボーナス 年三回 約五カ月分

現物給与 衣食住は無料支給または貸与

四、退職金

一任期目 (二年目)

百日分 約三十三万五千円

二期目 (四年目)

二百日分 約七十二万三千円

五、受付先

自衛隊旭川地方連絡部

遠軽募集事務所

☎ (〇一五八四) 二一六六一六
(役場企画室)

●町巡回診療実施

巡回診療を次のとおり、行ないますので、実施地区の一般住民の方は受診して下さい。

診察料は、無料です。

(役場保健衛生係)

佐呂間町巡回診療実施日程表

月 日	時 間	実施地区	場 所
2月13日(水)	13:00～15:00	浪速・幌岩	幌岩公民館
2月27日(水)	13:00～15:00	栃木	栃木公民館
3月19日(水)	13:00～15:00	浪速・幌岩	幌岩公民館
3月21日(金)	13:00～15:00	栃木	栃木公民館

●行政書士を

ご存じですか？

他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類、その他権

利義務又は事実証明に関する次のような書類を作成することは、行政書士会所属の行政書士でなければ行うことができません。

農地関係

農地方関係許可申請、現地目証

明の手続

民事関係

会社設立手続、戸籍関係手続、

外国人登録及び出入国管理関係手

続、諸契約書、内容証明及び不服

申請書等の作成

風俗・衛生関係

風俗営業の許可、病院薬局開設

許可、食品衛生法関係申請、旅館

公衆浴場及び質屋等の営業許可

自賠責関係

交通事故による自賠責保険金請

求及び損害賠償請求の手続

労働関係

労働基準法による届出又は許認

可申請、健康保険及び雇用保険等

水打社

二月例題「春雪」「東風」

●昨日今日しばれゆるみの春の雪

●春雪のしめりを奪う海の風

●婚礼の重なり会うて春の雪

の手続

建設・土木関係

建設業許可申請、道路占用許可

、河川敷地占用許可等

運輸関係

自動車運送事業免許、車庫証明

、運転免許申請及び更新の手続

※行政書士の資格がないのに、報

酬を得て、このような業務を行う

と行政書士法違反となりますので

、十分注意して下さい。

(北海道行政書士会)

●若佐支所長宅

電話番号変更

役場の若佐支所長宅の電話番号が、二月八日から変わりました。

旧電話番号 二一八二九五

新電話番号 二一八二二一

●東風なりの吹雪だまりの朝か
かね
●東風吹けば旧師の顔が目につく

●荒東風の九死の一生海にえし

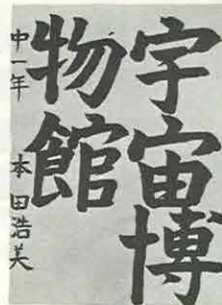
●魚眠道

三月例題「草の芽」「春風」

四月例題「春眠」「燕」

ぼくとわたくしの作品

今月は幌岩中学校のおともだちの作品を紹介します。



一年 本田 浩美
五字がていねいにまとまりよく、
書けています。筆づかいをもう少し
しやわらかくするとよいでしょう。

一年 池田 智美
字形が整った作品です。もう少し
行書ののびやかさがほしかったで
すね。



「静物」

一年 橋林 浩司

対象の感じがよく表われています
画面の構成を考えてみよう。

「風景」

三年 内田 結城

広がりのある田園のようすがよく
えがかれています。

工業の推移(工業統計調査)

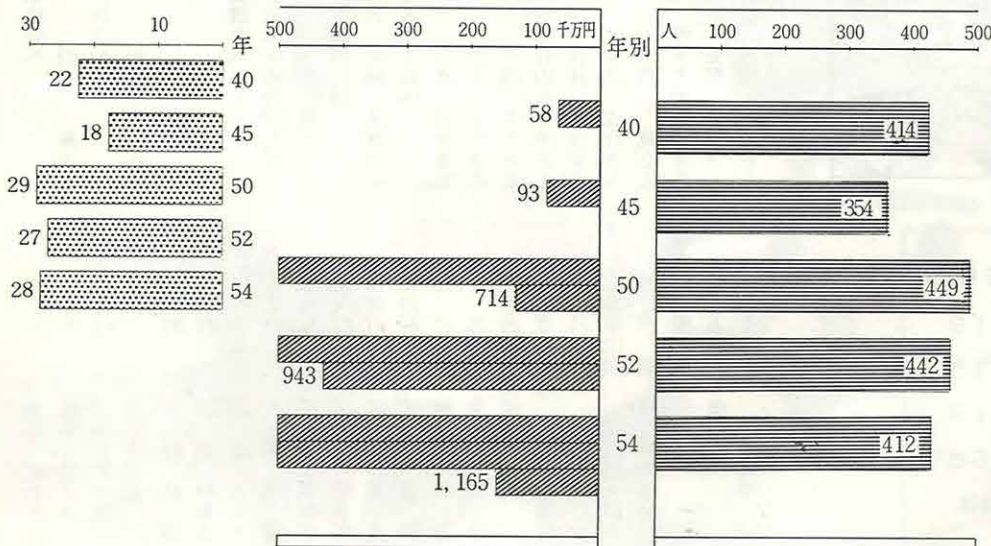
今月は、町内の工業の状況を紹介します。

まちの数字

事業所数

出荷額

従業者数



昭和55年1月1日現在

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

期 日 自 昭和55年2月23日
至 昭和55年3月8日
場 所 選挙管理委員会事務局

ご 寄 付

ありがとうございます

▲香典返しを廃して

●社会福祉協議会へ

(亡母ミトさん)

川 西

(亡母政子さん)

永代町

(亡母タマさん)

永代町

(亡母富さん)

幌 岩

(亡父好勝さん)

啓 生

(亡父長次さん)

若 里

(亡母トミさん)

大 成

啓生老人クラブへ

(亡妻幸子さん)

啓 生

(亡父好勝さん)

啓 生

啓生婦人部へ

啓生自治会へ

(亡妻幸子さん)

啓 生

富武士老人クラブへ

(亡父高之さん)

富武士

兼平

登さん

若佐老人クラブへ

(亡母ミトさん)

川 西

幌岩老人クラブへ

(亡母トミさん)

幌 岩

矢野 道夫さん

豊田 良明さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

矢野 道夫さん

●社会福祉協議会へ

富武士

船木 馨さん

浪速老人クラブへ

浪 速

和泉きみ子さん

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

浪 速

井田 紀子さん

藤本 智子さん

ビューティサロ

ンヤマザキ

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

永代町

灯油購入資金の 貸付について

このたび、北海道社会福祉協議会及び北海道母子福祉連合会では、道から融資を受け、灯油価格の著しい値上りによって、灯油を購入するため資金を必要とする老人や心身障害者のおられる家庭並びに母子家庭であつて福祉年金を受けておられる方に対して、特別生活資金を貸付されることになりました。貸付額など貸付条件は次のとおりですが詳しくお知りになりたい方は、最寄りの民生委員さん、役場社会係、福祉協議会、母子会におたずねください。

- 一 貸付額 一世帯当り三万円以内
- 二 貸付利率 無利子
- 三 担保 不要
- 四 保証人 一人
- 五 借入申込期間 昭和五十五年一月四日から昭和五十五年三月三十一日まで
- 六 償還期間 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで



私たちのまち

世帯数	2,619
人 口	9,075
男	4,419
女	4,656
1月31日現在	